

平成23年6月15日（水曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	高 木 一 幸 君	健康福祉課長	中 村 繁 範 君
住 民 課 長	桐 山 浩 治 君	建 設 課 長	小 川 孝 夫 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	中 島 健 司 君
会計管理者兼 会 計 課 長	三 浦 高 雄 君	消 防 主 任	吉 田 守 男 君
教 育 課 長	渡 辺 眞 悟 君	学 校 教 育 課 長	乾 豊 君
生涯学習課長	多 賀 清 隆 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	藤 塚 怜 奈		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

議長（広瀬文典君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、5番 藤埴理君、6番 富田栄次君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

議長（広瀬文典君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 皆さん、おはようございます。

質問の前に、今回、東日本におきまして大変大きな災害があり、多数の方が災害に遭われました。哀悼の意を表したいと思えます。と同時に、今、国において、その復興財源がはっきりしないということにつきまして、一地方議員として大変憂いております。一日も早い復興がなされることを願っております。

それでは、ただいま議長より質問のお許しをいただきましたので、これより通告に従いまして、大きく2点お尋ねいたします。

まず第1点目は、東地区こども園、これは仮称ということですが、東地区こども園について、第2点目は、農地・水・環境保全向上対策についてであります。

それでは第1点目につきまして、順次質問してまいります。

東地区こども園、まあ仮称としますが、こども園について、平成23年度予算書63ページ、児童福祉費、7東地区こども園（仮称）設置工事設計業務委託料980万円が計上されております。その内容について、以下尋ねるものであります。

まず、少子化が進み、子供が定員に満たない幼稚園がふえている。その一方で、保育所に入れない待機児童が約2万人いると言われております。その両方の問題のすき間を埋め、待機児童をなくし、効率的に施設を運営するために、政府は幼稚園と保育所の両方の機能を持った施設、総合施設を制度化し、2006年10月からスタートさせました。2006年10月より始まって、2008年4月現在に全国で229の認定こども園が認可されております。幼稚園の教育施設としての機能と保育園の長時間保育を合体させ、保護者のニーズにこたえようとするものであります。ただし、幼稚園と保育園、それぞれの設置基準を緩和して認定することができるために、保育内容の低下が懸念されております。また、認定こども園は、幼稚園と保育園のそれぞれの性格を取り入れた一体化施設、一元化施設と言われておりますが、保育園に支出している補助金を削

ること、合理化に主眼があったと聞いております。認定こども園は、我が町においては、今のところはあまり関係ないかと、大都会に集中しているかと思われませんが、しかし国のとらうとしている政策においては共通するものがありますので、そこで尋ねます。

認定こども園は、何のためにだれのためにつくられようと考えているのか。本当に子供のためにつくられるのかを、まずお尋ねするものであります。

次に、東地区こども園、仮称ではありますが、東地区こども園は総合施設ということで、東地区こども園、これは北保育園を基点として東幼稚園と一体化する、すなわち今までの保育所と幼稚園が一体化、一元化するわけではありますが、そこでまず一つ、教育・保育の内容、二つ目に職員の配置、施設整備、三つ目に職員資格等、四つ目に設置主体・管理運営、五つ目に利用料・保育料、六つ目に財政措置、七つ目に入園の条件・手続、例えば途中で入ったり出たりということですが、そういった8番目に入園・退園の時期とか、また九つ目に教育委員会と学校教育課と健康福祉課との関連はどうなのか、また10に、既存幼稚園、保育園との関係等、幾つか上げましたが、東地区のこども園（仮称）については、今までの幼稚園、保育園とどこが変わるか、具体的な内容について尋ねるものです。

次に、今までの保育所と幼稚園を一体化、一元化させた総合施設は、保護者の就労にかかわらず、ゼロ歳児から就学前の子供に幼児教育と保育を提供する。

次に、地域における子育て支援をするという二つの役割を担うことになりませんが、施設を認定するのは各都道府県、国は参考となる基準を示している。そうすると、今の幼稚園や保育所、保育園を設置する基準より低いものであるということで、そこで東地区こども園は施設の設置基準が今までよりも低くなる恐れがないか尋ねるものです。国は、幼稚園や保育所がそれぞれ総合施設にスムーズに移行ができるよう、認定の基準を低い方に合わせることを許しております。東地区こども園には、総合施設となって、例えば園庭、プール、遊具、給食、調理室、受け持ち人数等について、これまでと比べて環境や給食のレベル等が落ちる可能性がないかを尋ねるものです。

また、これまでの充実した保育所のシステムが変わるということで、今までは入園希望者が役所に申し込み、役所は親の経済状況や保育の必要度を考慮し、当てはまる家族と子供を優先して、通いやすい近くの保育所に入所させてきました。保育料も自治体内では一律として、親の所得により段階的に助成をしてきました。ところが、総合施設になると、親は施設に直接申し込んで契約し、保育料も施設が決定すると中教審等でそのようなことも聞かれます。仮に、バスの送迎つきとか、バスの送迎なしとか、また早朝や夜間の保育料を別料金にするなど、東地区こども園は、先ほど言いました認定こども園のように、保育のサービスがお金で買われるようなものにならないかを尋ねるものです。

次は、国は幼稚園や保育園という既存施設を総合施設へ一斉に変身させることはしないということですが、我が町は既存施設の残るところがあるのか。そこでお尋ねするものです。

今後、町内7地区において、いつごろ、どのようになっていくのか。その総体的な計画と、

また表佐地区は今後どうなっていく予定なのかを尋ねるものです。

それと、第2点目に入ります。

第2点目、農地・水・環境保全向上対策について。

平成23年度予算書81ページですが、農業費19負担金、補助及び交付金、3農地・水・環境保全向上対策支援金1,866万7,000円、4環境保全型農業直接支援交付金155万8,000円が計上されておりますが、その内容について問うものであります。

我が国の農地・農業用水等の資源の適切な保管理が、高齢化や混住化（まざり合って住む）等により困難になってきているということ、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化への対応が必要なこと、我が国農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められていることから、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と農業者ぐるみでの先進的な営農活動を支援する農地・水・環境保全向上対策を平成19年度から実施してきました。しかし、5年間の時限立法とも聞きますが、これまでの5年間では、まだこの補助の目的が達成していないと思われます。ゆえに、今後も補助、並びに支援の継続を要望することを前提に、その中身について以下具体的に尋ねるものです。

一つは、この制度の目的・趣旨は何であったかを尋ねます。

次に、本町におけるこれまでの実施経過、経緯と予算規模について尋ねます。

三つ目は、その成果について見解をお尋ねいたします。

次に、今後の見通し、対応についてお尋ねいたします。

最後に、当事業は表佐地区においては、各種団体参加のもとに一大プロジェクトとなっております。今後も補助継続を求めますが、それについての見解をお尋ねいたします。

以上でございます。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 6番議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

こども園について、それから農地・水・環境保全向上対策についてでございますが、私の方からは、こども園についての部分を少しお話をさせていただけたらというふうに思っております。

本町が進めようとしております幼保一元化とは、就学前の教育としての幼稚園、それから保育の場としての保育園を一体としてとらえ、これを一貫して提供するための新たな枠組みをつくらうとするものであります。また、これを進める手法は幾つかあるわけですが、議員がおっしゃいました認定こども園、2006年から始まっておりますが、それもこの制度もその一つであろうかというふうに思います。議員の御質問ですと、認定こども園についての所管を問うておられるのか、ちょっとそこら辺の意味が……。ここでは、現状、垂井町が進めようとしておりますこども園のあり方について、お話をさせていただきたいというふうに思っております。

本町が行おうとしておる幼保一元化というのは、今のこの認定こども園による県が認定を行う認定こども園というものを選択するものではございません。本町が計画している幼保一元化とは、本町の責任のもとに入所措置を行い、保育料は現在の形態を維持した形で運営することとしております。今回の東地区こども園 まだ仮称でございますけども を認定こども園としてではなく、東幼稚園、垂井北保育園、綾戸保育園の3園を統合し、町において運営をしていくというものでございます。この内容につきましては、細々と質問がございましたので、後ほど担当から細かく説明をさせていただきますが、いずれにしましても、認定こども園としての選択ではなく、町独自のこども園を運営していきたいという思いで、現在計画を進めておるところでございます。

また、今後の計画についてでございますが、この全体計画につきましては、今までも国や各地区の状況を見きわめながら進めていきたいというお話をしておりますが、国におきましても、現在、子ども・子育て新システムの検討委員会というものをつくられて、その中で、いろんなこども園の形というものが四つか五つぐらい出てきておりますが、いまだにそれがはっきりしない部分がございます。そういったこともございますが、町としては、やはり今いろんなニーズ等に対応していくべく、町としてこども園を進めていきたいという思いで、この5月に今まで企画会議と言っておりましたけれども、これを改めて垂井町経営統合会議をつくっておりますが、この下に幼保一元化検討委員会を立ち上げるとともに、検討委員会に幼保一元化等検討プロジェクトチームを設置し、幼保一元化の再検討に着手しているところでございます。このプロジェクトチームでは、東地区の施設設計等の協議とあわせて、幼保一元化の全体計画、あるいは住民説明会の時期や方法等を調査・研究を行うこととしております。検討委員会、あるいはプロジェクトチームは、この結果を受けて、全体の方向性をこの12月ごろまでには何とかまとめたいと思っておりますが、その内容につきましては、もちろん議会にも報告をし、御意見を賜りながら進めていきたいというところでございます。あくまで全体計画でございます。東地区の部分については、先行して進めていく必要があると認識しておりますが、全体の計画につきましては、できれば12月ごろまでにお示しができたらということを考えております。

今後、しっかりとこの幼保一元化の議論をする中で、垂井町として子育て支援をいかに進めていくか、そういうことをしっかりと構築をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

こども園の細部、それから農地・水・環境につきましては、担当から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） 6番議員のこども園（仮称）でございますが、この質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点目の認定こども園は、何のために、だれのためにつくられるかについてござい

ますが、本町には幼稚園7園、保育所は公立8園、私立1園の9園ございます。

幼稚園は御存じのとおり、学校教育法に規定するもので、満3歳以上の幼児に対し、義務教育及びその教育の基礎を培う幼児教育を行います。

保育所は児童福祉法に規定するもので、保育に欠ける乳児、または幼児を保育することを目的としております。一方、認定こども園は、幼稚園及び保育所の制度を基盤とした上で、小学校就学前における幼児教育及び保育、保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を有するものとして認定を受けた施設でございます。

御承知のとおり、幼稚園と保育園は就学前の子供を育成する施設でありながら、別々の施設、別々の保育内容として考えられてきましたが、現在では幼稚園と保育園の連携、さらには幼・保・小・中を通した連携の必要性がうたわれております。

本町の幼保一元化は、この幼稚園と保育所を一元化するもので、就学前の教育・保育を一体としてとらえ、一貫して提供するための新たな枠組みを構築することとしております。これは第5次総合計画に掲げます「安心して子供を産み育てられるまち」「子供たちが健やかに心豊かに育ち、親が子育てに喜びを感じることができるまち」を実現するため、保育サービスの充実を図り、子育て支援の環境づくりを行うものでございまして、その必要な施策として幼保一元化を推進していくものでございます。その具体的な内容や運営方法につきましては、議会にも報告させていただきました垂井町幼保一元化等推進計画案に記述してございますが、この計画案につきましては、現在見直し作業を進めているところでございます。

平成22年度には、各幼稚園の副園長、各保育園の園長からなる幼保部会を立ち上げ、職員の勤務体制や年間保育計画、日々の保育事務、保育研究、給食、教材関係、入園式や卒園式の各種行事、保護者とのかかわりなどの調査・検討を進めてまいりました。今後も継続して検討していき、垂井町幼保一元化等推進計画案の見直し案とあわせて議会にもお示しできればと考えております。

本町の「次代を担う子供たちのために」という視点を常に念頭に置きながら、子育て支援サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

2点目の東地区こども園につきまして、これも仮称でございますが、今までとどこがどのように変わるのかについてでございます。

議員御指摘のとおり、認定こども園は、利用者が利用手続をする場合には、認定こども園に直接申し込み、契約は利用者が認定こども園と直接行うこととなります。その保育料は、認定こども園において設定し、徴収いたします。一方、本町が計画している幼保一元化では、本町の責任のもとに入所措置を行い、保育料は現在の形態を維持した形で運営をすることとしております。この幼保一元化施設には、教育部と保育部を置き、教育部は3歳から5歳児を、保育部はゼロ歳から5歳児の保育を行い、保護者の就労状況や家庭環境で区別されることなく、同一の環境で保育が受けられること。保育時間につきましては、教育部は午前8時30分から午後2時までとし、保育部は午前8時30分から午後4時30分までを基本とすること。なお、各園と

も午前7時から午後7時までの延長時間を実施することなど、それぞれ検討をしているところでございます。現在も具体的な運営方法につきましては検討しておりますが、議会にも改めて報告をさせていただきます。

次に、3点目の施設基準が今までよりも低くならないか、4点目の環境や給食等のレベルが落ちることがないか、5点目の保育サービスがお金で買うものにならないかにつきまして、一括してお答えをさせていただきます。

先ほども町長が申しましたとおり、本町の幼保一元化は、認定こども園となるものではございません。あくまで現在の幼稚園、保育所を一体的に運営するものでございます。その整備に当たりましては、現在の幼稚園、保育所の最低基準と合わせて都市計画法、建築基準法、その他関係法令を遵守する中で行ってまいります。給食につきましても、現在の保育所と同様に自園給食を基本とし、低年齢児には主食と副食給食、3歳から5歳児には副食給食を実施することとし検討しております。また、保育料につきましても、保育部、教育部ともに現在の保育料の基準に基づいて算定することとして検討しております。幼保一元化施設は、幼稚園、保育園と同様に、乳幼児が人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす大切なものであることを踏まえ、子供が健康で安心して生活を送ることができる環境を提供してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（広瀬文典君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 6番議員の農地・水・環境保全向上対策の中で、5項目の御質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

初めに、この体制の目的、趣旨は何であるかという御質問でございますが、農業者と地域住民など、農業者以外の方も含めた多様な主体が参加して地域ぐるみで農地等の適切な保全と合わせて、施設の長寿命化や環境の保全に取り組む公共共同活動への支援と、地域とまとまって化学肥料や化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する先進的な農業活動への支援を一体的に実施するものです。また、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様化保全に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図っていく必要があります。このため、環境保全型の農業に取り組む農業者に対する支援を行う環境保全型農業直接支援対策を実施します。その取り組みに対しまして、交付金の直接支払いにより支援をしようとするものでございます。

二つ目の本町におけるこれまでの実施経過、経緯、予算規模についてでございます。

予算規模につきましては、5年で約7,850万円の予算を計上してございます。また事業実施の経緯でございますが、農地、水路、農道等の農業資源は、農家を中心とする地域住民の方々の共同生活で守られてきましたが、近年、全国的に農村地域では過疎化や高齢化等が進行し、

地域の共同活動が困難になっています。垂井町も例外ではなく、平成23年5月現在の61歳以上の人口の割合は22.8%と高齢化が急速に進んでおり、10年後を考えますと深刻な状況になるのは間違いありません。このような社会情勢の中、平成19年度に始まったのがこの農地・水・環境保全向上対策でございます。

また、事業実施経過でございますが、今年で5年目に入ってまいります、今までに活動組織の農村環境の保全活動への意識の高まりから、花の植栽など景観性活動を通じて地域の景観を向上、さらには環境に配慮した営農の取り組みに発展。農業者はもとより、非農業者、女性、子供の参画数が増加し、幅広い交流の展開、地域の話し合いや行事等の実施回数の増加となってきました。

三つ目の成果についてでございますが、目的とも同様なことがあります、農業者や地域住民など農業者以外の方々も含めた多様な主体が参加して、地域ぐるみで農地の適切な保全と合わせて施設の長寿命化、環境の保全、地域の持つ多面的機能の発揮に取り組む共同活動への支援、仕組みが地域に定着してまいりました。また、地域でまとまって化学肥料だとか化学合成農薬の使用を原則5割以上を低減する先進的な営農の活動への意欲も高まっています。さらに、農地の保全活動への意識の高まりから、施設機能改善が促進、また草刈り作業の農家負担の軽減や病害虫の発生を抑制するなど、地域農業の生産条件も向上してまいりました。

最後になりますけれども、今後の見通し、また補助金の継続はどうかという質問でございますが、現在の施策が国において継続されるかは、まだ示されておりません。現段階におきまして町といたしましては、今後の国の動向を見きわめていく必要があると考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 再質問をさせていただきます。前後しますが、第2点目の方が再質問の内容が早くわかると思いますので、ちょっと先にそちらを再質問させていただきます。

私が質問いたしました目的とか成果、結果につきましては、今、課長さんから事細かにその目的もよく町としては理解して進めていたということでもありますし、その成果も先ほど言われました。意識の高まりがあったとか、地域に定着してきたとか、大変な評価であります。といたしますと、目的とかがよく理解できていて、その成果も評価されていたら大体三段論法というのは、そうしたら補助をしましょうということになるんですけども、最後を私は聞いたかったんですけども、これから補助をどのような形でされますかと言ったら、むにゃむにゃむにゃと終わってしまいました。今、地方分権の時代であります。国の動向を見て、国の動向を見てと言っておりますが、国の動向はもちろんです、町としてどのようなお考えなのか。先ほどのような状況で、それだけの高まりと言われておって、実は国の予算がなかったからやめましたというようなことになっては、これは大変な流れになると思うんです。混乱は生じないかと思うんですが、そういうことで、やはり何らかの措置をされるべきではないかというこ

とも含めて、再度質問をさせていただきます。

それと第1点目に入りますが、先ほど言っていました。まず町長さんのお答えの中で、この7地区のことにつきましては、12月ごろまでというお話でございました。私は本来、これは歴史からいって、またこの国の大きな流れからいって、この町長さんのとられている施策は、やはりそういう流れに沿っているものであるし、先取りのなところを私は大変評価しているわけですが、それでは東地区こども園についてはよろしいわけなんです、もうかかっていくわけでもよろしいわけなんです、そのほかの地区についての全体構想が、まだ今12月まで待っていなさいということですが、それでは、例えばこの東地区についての説明はいつからされるのかと思うわけなんです。いつから説明会に入られるか。東地区だけを限定して説明されていかれるのかどうか、またそれも一つ疑問がわくわけですが、そうすると、その東地区にこども園というすばらしいものがあつたときに、他地区からもそこへ入りたいとかいろいろ要望が出たり、いろいろな形が、それは当然私がここで質問する以上に住民の方からいろいろ質問が来ると思うんですけれども、他地区の方、東地区はまあこれは先に何かいい方向だなあと、よくわからない試験的な要素もあつて不安もあるでしょうが、満足される点が多いかもしれないんですが、私は他地区、先ほど言いました、よその地区のことはあんまり口を入れてはいかんで、表佐地区と限定しましたが、例えば表佐地区の場合は今の流れでいくと、保育所に幼稚園が集約されていくとすると、小学校にあります幼稚園跡はどうなっていくのかとかということも含めてであります。

先ほど、我がまちはゼロ歳から4歳まで保育園で5歳を幼稚園としておりますけれども、3歳から5歳を幼稚園としておれば、これも割とこの一元は難しくないのかと思うんですけれども、ゼロ歳から4歳までと、5歳という保育園と幼稚園のシステムをとっておりますので、私が気になるのは3歳、4歳なんですけれども、今現在既存の保育園におられる3歳から4歳の保育内容、それと幼稚園で行っている、今度こども園になるわけですが、そのときに3歳、4歳の子、これは同じ建物に入るわけですが、棟別になるのかクラス編成になるのかということも含めて、その3歳、4歳が微妙な一番難しい時期、保育園側から学校教育の方針を取り入れて、教育目的を3・4歳で取り入れている保育園の現状と、今幼稚園で3・4歳の幼稚園でやっているものをこども園で3・4歳のところに取り入れる、国の方針はどちらかということ、3歳から5歳までをという一つの何か流れをつくっているように思えるわけなんですけれども、そうすると、時間がないものですからあまり長々とはいけませんけれども、この従来の保育園の3歳・4歳と、今度こども園の3歳・4歳が微妙にこの融和がどうなるかなあと。これが先ほど出ました一斉にこども園に変わればいいわけですが、例えばこども園には園長さんがお1人で従来のと変わらないということですから、保育園と幼稚園の両方の園長を兼ねられるような形の園長さんができる。従来のところは、やはり保育園の園長さんと幼稚園の園長さんでやられる。そこで一つの形がしばらく続くわけですが、例えば先ほど保育園料につきましても、じゃあこども園の方ではゼロ歳から4歳までのところを保育園料で、

5歳を幼稚園料としてされていかれるのかということもありますし、入園とかそういったこと、先ほどいろいろ聞いていけば幾つかあるんですけども、あまり細かいところへ入ってもあれかと思いますが……。もう一つ、私、地区について疑問が最初から持っておりますのは、栗原地区なんです。ここでは私立の保育園がはちす保育園さん、非常に特色のある教育をされて評価の高い、いろんなところが評価されております。よそのまちから評価されておるすばらしい保育園があるんですが、ここに合原がもし集約されるとすると、この特色あるはちす保育園の保育内容、教育内容、もちろん最終的な保育園で定めている目的も含め、もちろん沿っているわけなんですけれども、その内容が、やはりほかの公立とは異なるものがあり、また子供についても他地区から入っている子が多いとなると、私ははちす保育園さんはどちらかという認定こども園の形に近い方がかえって存在感があるのじゃないかなあというような気もするわけなんですけれども、それを公立の他の6地区と同じように栗原地区をされていかれるとすると、そのあたりどのように進められるのか、非常に興味があるところであります。

いろいろとお尋ねしたいところありますけれども、これをあまり細かく細かく今この場で聞きましても、先ほど大きく課長さんが言われました。今後、議会とも相談してということですので、我々もそれについては一つ一つ勉強していきたいと思っておりますし、町長の立ち上げられたものに協力していきたいと思っておりますので、それはやぶさかではございませんけれども、今大きくお尋ねしたはちすさんのことと、あと説明会を含めた他地区がどうなるのかという、非常にそれが一番のあれなんです。それと、いつごろまでに全体の七つの地区を全部こども園とすると、いつごろまでのめどを立てておられるのかというようなことも含めて、大きな構成。今、12月までに出すということですから、その辺のところをやめておきますが、もしもそういうところでわかるところがありましたら、お願いいたします。情報化の時代でありますので、私たち以上に住民の方が知りたいという気持ちを持っておられますし、どんどん進んでいくことですので、再質問をよろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 6番議員の再質問にお答えをさせていただきますが、私の方、当時直接担当したという経緯もございまして、農地・水・環境保全向上対策についてお答えをさせていただきますと思いますけれども、議員申されますように、補助が全体的なこの制度を、という意味合いがございまして、平成19年度にこの農地・水・環境保全が国の方から示された段階では、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ということで、それを持ち合い出しながら土地改良連合会が事業主体となってそれぞれ展開されてきた経緯がございまして、当時やはり一般的に申します農地、いわゆる耕作の放棄的な状態、これは高齢化等とも相まって、それと米価がどんどんどんどん下がってきて、労力に見合うだけの収入が得られないとか、いろいろな状況があったかに思いますけれども、それにも増して、連綿と続けてこられた農地・農村の保全といえますか、こういったものがいかに地域の環境、あるいは地球環境に寄与

していたかと。これは一言でいいますと農地の持つ多面的機能というような形であらわされるわけでございますけれども、それをその担い手を中心に維持してこられた部分を農業者以外の方もこぞって参画する中で、この農地・農村を持続的に維持していこうではないかという切り口で国がこういった制度を設けたところでございます。したがって、19年から5年間の限定というような話でございましたので、本年度が最終年度になろうかと思えます。そもそも補助があるからやるというような、いろんな見方もございます。時限的な補助のあり方もございます。私どもといたしましては、せっかくこういった形で5年間積み重ねてきた地域農村のコミュニティ、これを何とか維持していきたいという思いで、国に対してはこの補助制度を継続していただきたいという強い思いは持っております。がしかし、農業者のみならず農業者以外の方々もその地域に住む者として、いかにこういう共同作業的な状態が必要かというのは、随分と芽生えがあったのではないかなあという部分もございます。したがって、最悪を想定するわけではございませんけれども、補助金ありきの活動ではないという強い思いも持っていたきたいという思いもでございます。そのようなことで、私どもも継続してこの補助制度を強く求めていく方向性でございます。

全く視点が変わりますけれども、山間地域におきましては、中山間地域等直接支払い事業もでございます。こちらは、いわゆる耕作不利な水田に対する助成制度なんですけれども、これは平成12年度から始まりまして、5年を1期としまして現在3期目に入っております。そういった制度、表佐地区には平たん地ということでこの制度はございませんけれども、そういった継続されてきた経緯もございます。そのようなものも含めながら、何とか私どもも強く進めていきたいと思えますけれども、これがどうしても東北大震災、いろいろなもろもろの財源捻出という課題で、国政が大きくかじを切られるというようなことになりましたならば、これを皆さん方とともに、また知恵を出し合いながら、いかに農地・農村を保全していくかというような話し合いにもなろうかと思えますので、そこら辺よろしく御理解を賜りたいなと思えます。議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 6番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

こども園に関する部分でございますけれども、3歳・4歳が非常に難しいのではないかとということでございますが、垂井が要するに5歳だけ、1年だけの幼稚園というのは比較的特殊な状況でありまして、普通にはやはり4歳・5歳をやったり、3歳から5歳をやったりというのが結構やられておるパターンであります。翻って、この垂井町が進めようとする中では、先ほども少し担当がお話ししましたように、一つの施設の中で保育園部、幼稚園部というような形を設ける中で、一体的に取り扱っていきたいというふうに考えております。また細部につきましては、おいおいまたお示しをしていきたいというふうに思いますが、それから実際に本年度でこの事業実施の設計等を進めます。工事が24年度になります。実際の開園が25年度になりますので、この間にやはり周知等もしっかりしていく時間等も設けていきたいというふう

に考えおります。また全体計画は先ほど言いましたように、12月ごろにお示しをする中で、また皆さんにも周知を図っていききたい、理解も求めていききたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、はちす保育園の件でございますけれども、垂井町に唯一ある私立の保育園でございますが、先ほどもお話ししました子ども・子育て新システム、そういった検討の中で、やはり保育園のあり方そのものが今後幼稚園教育も含めた形の見直しの中に含まれてくるような状況になって、やはりはちすさんにも少し変化を求めていかなければならない部分があるかと思っております。ですが、これはあくまではちすさんが判断されることで、町としましては、できるだけこの私立保育園もしっかりと一体となって運営をやっていきたい。援助をしながらしっかりと一翼を担っていただきたいという思いで考えております。先ほど、認定こども園にした方がというお話でございましたが、実際のところ、今のはちす保育園さんが認定こども園の認定を取ろうとするのは非常に難しい状況があると思っております。今の新システムの中では、また違う形も出ておりますので、そういったタイプ等も検討しながら今後はちすさんとも情報交換しながら、垂井町で子育てがしやすい、垂井なら安心して子育てができるんだと、そういうまちに協力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 4番 角田寛君。

〔4番 角田寛君登壇〕

4番（角田 寛君） ただいま議長の許可がございましたので、通告に従いまして大きく二つの点について質問させていただきます。

まず第1番目ですけれども、地球温暖化対策といたしまして、住宅用太陽光発電システムの設置費助成金制度がこの23年度新規導入されております。その点についてお尋ねします。

地球温暖化防止対策といえますのは、人類共通の課題でございますので、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となってこの温室効果ガスの特に二酸化炭素の排出抑制を積極的に進めていく必要があるかと思っております。御承知のように、1997年12月に京都で開催されました地球温暖化防止京都会議におきまして、いわゆる京都議定書が先進国の間で交わされております。日本の場合、2008年から2012年の5年間で1990年、基準年と申しますけれども、温室効果ガスの6%排出削減目標となっております。平成10年に策定されました国の地球温暖化対策推進大綱によりますと、2010年時点では温室効果ガスの削減目標はこれまでの追加分を見込みますと、13%と大変大きな削減が必要になってきております。

岐阜県におきまして、地球温暖化防止推進計画におきまして、目標年2010年に基準年1990年に対しまして6%削減と目標を定め、温室効果ガスの総排出量とその推移は2000年から毎年度算定されておるようでございます。全体として減少傾向にあり、2007年度には温室効果ガスの総排出量、二酸化炭素に換算しまして1,601.4万トンというふうになってございます。この値は、基準年の総排出量1,686.9万トンと比較しまして、5.1%（85.5万トン）ということで、6%に近い数字になってきております。

また、2007年度における温室効果ガスの総排出量のうち、約95%が二酸化炭素ということでございまして、二酸化炭素の排出量を部門別に見ますと、産業部門で548.9万トン、全体の約34%、運輸部門で391.5万トン、全体の24%、家庭部門で306.3万トン、全体の19%ということで、この3部門で77%と大変多いわけでございます。一方、基準年に対しますこの3部門での比率を見ますと、産業部門では13.5%減、それから運輸部門では10.7%減ということでございますけれども、家庭部門では特に30.3%の増ということになっております。こうした状況を踏まえまして、家庭部門での温室効果ガスの排出量削減は大変重要な課題だというふうに考えられ、省エネ対策、太陽光発電など、再生可能エネルギーの活用の推進が大変重要となってきていると考えられます。

こうしたことを踏まえて、垂井町におかれましては本年度新規予算として、住宅用太陽光発電システムの設置費補助金として300万円が計上されております。昨年度来、同僚議員らも本補助金の早期導入ということで質問がございましたが、今回この地球温暖化防止対策として、この家庭部門での二酸化炭素削減ということで推進を図られているということは、大変施策として評価ができるというふうに思っております。

そこで、まず質問でございますけれども、現在、垂井町で住宅用太陽光発電システムがどの程度設置されているのか。その状況について伺います。また第5次総合計画、まちづくりの柱4の地域環境の中で、現状と課題の中で温暖化など地球規模での環境問題が深刻化する中、二酸化炭素の削減に対する取り組みを通して、住民の意識改革を促すということをうたっておられ、23年度これを受け、第4期実施計画に本事業が取り込まれたというふうに思っております。この事業を4期実施計画の中では25年まで継続して、それぞれの年度ごとに設置件数40件で300万円それぞれ計上されているところです。また、第5次総合計画の中でおっしゃっておられますけれども、施策の進行管理の観点から多くの事業で数値指標を取り入れられております。この環境問題についても、中・長期的な展望を踏まえて、数値目標の設定が必要であろうと。特に今後の評価の面でも有効な手段と考えられます。そこで、本事業に対する今後の努力目標値についても伺わせていただきます。

また同時に、本年度事業といたしまして、府中小学校校舎の耐震補強工事とあわせて太陽光発電設備工事が組み込まれております。耐震補強工事につきましては、平成11年度から各学校施設で大変着々と進められており、平成23年の2月には耐震化率89%ということで、大変安全・安心のまちづくりの観点からも、事業のこのままの推進を期待しておりますけれども、一方、この新規に太陽光発電設備工事も実施されておるわけですが、この自然エネルギーの活用、省エネ対策という意味でも、この環境問題を身近に学べる環境教育の推進の面でも大変重要と考えるわけでございます。さらに各小学校とも災害時における避難所となっており、電力の自立確保の面からも大変有効なことかというふうに考えております。国の補助金が大変厳しい折、将来構想については大変難しい面があると思っておりますけれども、今後に向けて、このように各小学校での校舎の太陽光設備の設置計画があればお尋ねしたいというふうに考えてお

ります。

第2点目でございますけれども、去る3月11日に発生しました東日本の震災により、安全性確保の観点から国の原子力発電計画が見直され、浜岡原発の停止が決定されたところでございます。この場をおかりしまして、改めて被災地の皆様方にお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復興をお祈りするものでございますけれども、こうした事態におきまして、夏の電力需要のピーク時に向けて電力供給の確保が大変心配されるところです。たまたまきょうの新聞情報を見ましたら、中部電力は浜岡原発の停止により、約360万キロワットの電力供給を失って、7月の電力供給が2,574万キロワットまで低下したということでありまして、そのため電力供給の確保に努めた結果、7月の電力供給力を2,763万キロワットまで引き上げたとして新聞に載っております。しかし電力供給の余力は4.8%と安定供給の目安とされる8から10%までには届かない状況というふうになっております。

垂井町におかれましては、庁舎を初め各施設において、これまでも種々省エネ対策ということに取り組みられてきておりますけれども、さらにその取り組みの強化について必要ではなからうかということで、まずその点について伺います。

また庁舎は情報管理の中核でございますので、特に災害の発生など、停電時にはその機能に支障が来すことのないように非常用自家発電装置など、電力のバックアップ機能を持たせてあると思っておりますけれども、その点検等、種々取り組みについてお伺いしたいと思います。

以上、大きく2点でございますけれども、お尋ねいたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（広瀬文典君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 4番議員の本町の住宅用の太陽光発電システムの設置状況、並びに将来的な設置目標の御質問についてお答えをさせていただきます。

昨年の設置状況であります。既存の家屋につきましてはちょっと把握しておりませんが、新規木造住宅につきましては91棟のうち25戸、約27.5%の方が太陽光発電システムを設置されております。また、今年4月1日より垂井町住宅用の太陽光発電システム設置費の補助金交付要綱制定後でございますが、4件の申請がございました。既に3件の交付決定をいたしまして、現在1件審査中でございます。また、将来的な設置目標につきましては、現段階では1年間に40件の設置を目標としておりますが、第5次総合計画の基本計画の後期分の見直しの際に、改めて目標値を定めてまいります。自然環境の適切な把握・保全に努め、学習活動の促進など、豊かな自然を継承するための共通理解を高めることや、住民の意識の高揚を図ることも必要であると考えております。なお、議員が言われる二酸化炭素削減目標、また全戸数の何%を目標とするかの目標の数値については、現段階では考えておりませんので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 乾豊君。

〔学校教育課長 乾豊君登壇〕

学校教育課長（乾 豊君） 4番議員の質問の中の3点目でございます。

各小学校校舎への太陽光発電設備の将来計画はということでございます。これについての御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

今年度、府中小学校の校舎でございますが、耐震補強工事とあわせて太陽光発電設備工事を行います。これは身近で自然エネルギーに係ります環境の教育を推し進める上で、この太陽光パネルを利用して一部の電気が学校で賄われているということや、あるいはエコ環境教育の一環として学んだり、あるいは太陽光発電に関します教育的な効果について、太陽光発電システムがあるということに非常に意味があるんだなあというふうに思っておりますけれども、今回、府中小学校におきましては、初めての試みといたしまして設置をするわけでございます。将来に向けましての設置計画につきましては、今年度においては不破中学校の南東棟の耐震補強大規模改造、それから太陽光発電設備工事、体育館、格技場におきます大規模改造工事の実施設計を行います。今後におきましては、耐震補強工事も進めてまいりたいというふうに思っておりますけれども、なお、他の既存の校舎がございますけれども、これらに太陽光発電を乗せようとする場合には、さらに耐震の診断が必要となってまいります。厳しい財政事情でございますけれども、設置につきましては今後検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いをしたいと思います。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 4番議員の質問の中で、私の方からは夏の電力需要ピーク時に向けての取り組み状況についての答弁をさせていただきます。

議員御質問の庁舎の省エネ対策について先に答弁させていただきますが、この庁舎の省エネにつきましては、垂井町につきましては、平成19年度末まででございますが、ISO14001の認証の取得をしておりました。その経過もございまして、昼休みの事務所内の消灯、あるいはパソコン、それから電気機器の不用時の電源オフ等、それから冷房時の設定温度を28度というような形で、従来からもこの省エネ対策には取り組んできた経緯がございます。しかしながら、浜岡原発の停止等で電力事情が非常に制限される中でございまして、今年度につきましては、今申し上げました対策のほかに、冷房使用時間につきましても1時間ほど短縮をしていきたい。それから今、残業等を行っておるセクションもあるわけでございますが、できるだけノー残業デーを推進していこうというような取り組みを行ってまいりたいというふうに考えておまして、過日の課長会議等につきましても全職員について、そういった体制をとるように指示をしたところでございます。

また電力のバックアップ機能でございます。議員も申されましたように、庁舎におきましては、非常用発電装置を設置しております。出力容量につきましては、三相電力200ボルトでございます。160キロワットの出力が可能となるものでございます。こちらの非常用発電装置

につきましては、停電時におきまして即時に稼働いたしまして、ターボ冷凍機、主に冷房でございまして、そちら以外の電力はすべてこの自家発電でカバーできる仕組みになっておるところでございまして、当町におきましては、情報につきましては自己電算で管理いたしておるわけでございますが、その電算にもそれぞれバックアップ機能がついておりまして、その情報管理機能には支障を来すことがないという認識を持っております。また、この非常用発電装置につきましては、有事の際には稼働する必要がございますので、定期的に点検を進めておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上、私の方からの答弁とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 4番 角田寛君。

〔4番 角田寛君登壇〕

4番（角田 寛君） ただいまの私の質問に対しまして、御回答をいただきましてありがとうございます。

ただ、住宅用の太陽光発電ということで、この設置目標について再度お尋ねしたいと思えます。

実は5次総の中で、PDCAですか、やっぱり設置目標を決めて、できるだけその目標値に対してどの程度進捗できているのか。あるいはその施策が住民の中にどれだけ浸透しているのか、今後もう少しPRしなきゃならないのかというような点が出てくるかと思えます。それで、やはり少なくとも中長期的に、先ほども産業課長さんの方から25年までの間の動向を見ながら、25年から29年、それについて進めていくというお話でございましたけれども、今後垂井町の例えば一戸建て住宅のうちのどれくらいのパーセンテージがいいのか、これはかなり検討が要るかもしれませんけれども、おおよその設置する戸数を努力目標値として定めてはいかがかということでございます。やはり10年、環境問題はやはり長い期間かかって取り組んでいくことになるかと思えます。できるだけ3年間の間にでもよろしいですが、数値目標をぜひ設定していただいて、行政施策を進めていただきたいというふうに思います。

再度、その点について御質問して、再質問とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 4番議員の再質問でございまして、太陽光発電の設置数の目標設定をしたらどうかというような再質問でございました。こちらにつきましては、太陽光は予算ベースでもってマックス40戸というような形で思っておりますけれども、これはどちらかといいますと主体は住民さんに置いておりまして、その住民さんが自然環境、あるいは自然エネルギーをいかに使いながら、いわゆるライフスタイルといいますか、そういう形に寄与していくか、環境保全に寄与していくかというような芽生えをとということで、どちらかというとなかなかというふうにも思うんですけれども、この太陽光、そもそも実は日本の技術開発は著しいものがありまして、全世界的にいいますと、初期の段階では日本は断トツの状態でした。その当

時はもちろん国の施策の裏打ちもあったかと思うんですけれども、それが縮小、廃止された段階で、すとその進捗率が落ちて、逆に世界の中で、中国、あるいはその他の国が大きくこれを伸ばしていると、ドイツでしたかね。これではいけないというような状態で、太陽光をもう一度再復活、これは産業関係の振興にも寄与するというので、国がそういう方向を出したところでしたけれども、そのタイミングにおいて東北大震災で福島原発の問題が発生した。あわせて中電の浜岡原発の発電中止、停止、こういった形の中で自然エネルギーに対する芽といますか、これが大きく重要な位置づけになったところでございます。その以前は、石油の枯渇だとかいうような話の中で来ておった部分もありますし、いずれにいたしましても、CO₂の削減というような形とあわせて自然エネルギーをいかに活用しながら人間生活、いわゆるライフスタイルを変えていくかというようなことでございます。したがって、目標設定を消極的な形で予算という形で置きかえておりますけれども、こういった環境保全に関する方向性、垂井町としても住民の皆さんにアピールをしていきたいと思っておりますし、その中で1件でも多く太陽光を設置していただけるような方向に向けていきたいと。これは国、国策もそういった課題で力を入れられるというのは、もう目に見えておりますので、そういう形で国等と力を合わせながら進めてまいりたいなというふうに思っております。

答弁になったかどうか分かりませんが、私の方からのお答えとさせていただきます。
議長（広瀬文典君） 暫時休憩いたします。再開は10時35分といたします。

午前10時19分 休憩

午前10時35分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

1番 江上聖司君。

〔1番 江上聖司君登壇〕

1番（江上聖司君） ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に基づき質問させていただきます。

役場庁舎の耐震についての質問でございます。

去る、3月11日に発生いたしました東日本大震災では、多くの市町村の庁舎が甚大な被害に見舞われ、機能停止状態に陥ったわけですが、本町におきましても、あす起こるかもしれない東海大地震に備え、災害発生時における拠点となるべき庁舎をより頑丈な状態にしておく必要があると思われま。

昭和41年に建てられ、既に45年が経過していることから、何らかの措置が必要であることは、幾度となく問われてきた経過がございます。災害が起きた場合の司令塔が安全な場所であることは、その役割を考えましても必至事項であると思われま。

そこで、第1点目に質問させていただきたいのは、役場庁舎の耐震についてのお考えでございます。

耐震補強工事のみならず、建てかえや、その他の工法など、さまざまな方法があることを踏まえた上で、ある程度の方向性は決まりつつあるのか、またどのように考えておられるのか、中川町長の答弁を求めます。

また第2点目は、近隣市町村の防災体制強化を含む庁舎の耐震の取り組みについてであります。揖斐川町では、防災センターを兼ね備えた新庁舎が整備されていることは、御存じの方も多いと思います。指令中枢を備えた防災・災害復興の拠点として機能するということが、何よりも住民の皆さんの安心・安全を守る役割を果たしているのではないのでしょうか。垂井町を含む地球の環境が大きく変わっていることは周知の事実であります。今までにはなかったような集中豪雨や地殻変動が至るところで起きています。そんな中で、近隣市町村は真摯にこの防災の問題に取り組んでおられます。その一つが、指令中枢としての庁舎のあり方です。我が垂井町も、昨今の環境の変化に伴い庁舎のあり方を考えるとともに、災害発生時の司令塔となるべく、庁舎の耐震問題は最重要課題であると言えるのではないのでしょうか。改めて、近隣市町村の取り組みの状況についてお尋ねをいたします。私の質問はこの2点でございます。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 1番議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

今回、東日本の大震災においては、大槌町を初め庁舎損壊、大規模な被災にあっております。基本的には、地震の被害よりも津波による被害がかなりダメージが強かったのではないかなあというところを思うわけでございます。翻って、この地域におきましても、東海地震・東南海地震の複合的発生というのが予測されるわけでありましてけれども、当地域における想定震度は、大体震度5前後ということでございます。そういった中で、この災害時の重要拠点となる庁舎の重要性というのは十分認識しておるところでございますが、過去に実施した耐震診断の結果によりますと、こういった程度の震度によっては、当然今回も想定外という言葉が大いにありましたけれども、その地震の規模にもよるわけでありましてけれども、耐震性能は多少劣っておるけれども、倒壊までの状況には至らないだろうというような結果が出ております。これをもって安心というわけではございませんが、当然に災害が起こった場合に、災害対策本部の庁舎が被災した場合に次にどうするかということは、当然マニュアルにもうたっておりますし、マニュアルにうたっているからいいということではなくて、どんな場合になってもやはり早急に災害対策本部を立ち上げ情報の収集に全力を努める、そして的確な指示をしていく、それが私の努めであるというふうに認識をしております。

また、この庁舎におきましては、築45年もたっておりますし、事務スペースの確保、あるいは駐車機能の低下ということが言われておりますし、今言いましたように耐震性能等も劣っておるというような形の中で、この庁舎をどうするかというのは、今までも他の議員からいろいろ質問が出たところでございます。ただ、これにつきましては、現状で建て直しをして改築をしていくのか、あるいは他の場所に場所を求めて出ていくのかと、この二つの考え方があると

思いますけれども、いまだその方向性を示しておるところではございませんが、なるべく早いうちにこの状況について二つの案を示しながら、町としてはどちらの方向でいきたいというようなことを示していく時期に来ておるといふふうに思います。

また財源につきましても、ここ何年かで少しずつ庁舎の建設基金というものを積み立ててきております。ここら辺も、引き続き続けながら、財源を確保しながらということも進めていきたいというふうに思っております。

今後の展開において、庁舎が非常に危険な状況であるということは十分認識しておりますので、手を打てる部分から早急に打っていくという考えはありますので、今後またいろいろ検討していきたい。緊急課題でもございますけれども、していきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思っております。

近隣の状況等につきましては、担当から補足させますので、よろしく願いいたします。
議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 1番議員の御質問の中での、庁舎の耐震についての近隣市町村の取り組み状況について、私の方から答弁をさせていただきます。

答弁におきまして、市町村名につきましては答弁を差し控えさせていただきたいと存じますので、御了承いただきたいと存じます。

耐震対策につきましては、昭和56年の建築基準法の改正によりまして、耐震に対する基準が厳しく見直しをされたところでございます。当然この昭和56年以後に建築されておる庁舎につきましては、そういった耐震性能は当然兼ね備えているところでございます。近隣市町村を見ておりますと、やはり昭和56年以降に建築された建物が多くなってきたのではないかなというようなところでございます。ただ、市町村につきましては、それ以前に建てられた庁舎もございまして、そういった庁舎の動向につきましては、耐震補強を既に行っているところもございまして、耐震について現在検討しておるところもございまして、そしてまた、建てかえも視野に入れた新築、これも研究・検討しておる自治体もあるといった状況でございます。的確な答弁になっておらないかもしれませんが、御理解をいただきたいと存じます。

議長（広瀬文典君） 1番 江上聖司君。

〔1番 江上聖司君登壇〕

1番（江上聖司君） 御答弁の方ありがとうございました。

これに関連をいたしましての質問でございますけれども、先ほど非常用電源のバックアップ等の説明がございましたが、これに関連をいたしまして、大きな震災が起きた際の垂井町のいわば心臓部でもあります電算室、コンピュータールームが大きく被災をした場合の方策はとられておられるのかということが1点。

もう1点が、先日の中日新聞の記事だったと思うんですけれども、中津川市役所の庁舎が耐震化されていなかったということが市議会の一般質問で明らかになっております。本町の場合

は、町民の方にどのような形でそういったことを知らせているか、その辺のことをお聞かせいただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 1番議員の再質問に、私の方からお答えをさせていただきます。

まず第1点目の、庁舎の中核となっております情報網のバックアップでございます。

こちらにつきましては、当然のことながらデータにつきましては、日々、あるいは随時、磁気テープ等によりましてバックアップを行っておる状況でございます。そのバックアップデータの保管につきましては、現在のところ電算室の耐火金庫において行っておるところでございますが、今後議員御指摘のように、この庁舎の問題もございしますが、災害対策用にこういったデータにつきましては、複合的に他の施設でも管理していくように体制を整えてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

それと、町民の皆さん方へのこの庁舎の耐震性能ということでございますが、町長の答弁にもございましたように、災害時の重要拠点になるというようなことから、今後この庁舎の耐震、あるいは建てかえ等の問題につきまして、いろんな角度から検討をしてみらなくてはなりません。やはり庁舎を建てかえ、あるいは耐震するにいたしましても、相当の規模の財源が必要になってまいります。そういった観点もございしますので、町民の皆様方には、そういった情報を逐一に流しながら御理解を得ていくような形で進めさせていただきたいと存じますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

議長（広瀬文典君） 2番 中村ひとみ君。

〔2番 中村ひとみ君登壇〕

2番（中村ひとみ君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず初めに、4月に行われました地方議会議員選挙におきまして初当選させていただきました。この場をおかりしてお礼申し上げます。今後は、真心の支援によって議席を与えていただいたことを片時も忘れることなく、町民の皆様のために地域の母として、困った人のために走る私でありたいと決意しております。今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本年3月の東日本大震災において被災されました皆様の深い悲しみを思い、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も、一刻でも早い復興を心よりお祈り申し上げます。

このようなときだからこそ、地域から日本を活性化させてゆくチーム力と支え合いが求められています。そして、今は地震の活動期だととらえ、防災に向き合うことが必要ではないでしょうか。最も大切な「住民の命と生活を守る」、このことこそ、私は議員としての使命と感じております。

そこで、東日本大震災を受けて垂井町の防災対策をもう一度見直すときだと考え、地震防災対策について2点お伺いいたします。

学校施設の防災機能の向上についてお伺いいたします。

大規模震災等の災害発生時、学校の施設は地域住民のための応急的な避難所ともなる役割を担っています。総務省消防庁の調査によれば、災害時の防災拠点となる公共施設のうち、約6割が学校施設、校舎・体育館で占めており、学校施設は防災時に避難所として活用された実績は多々ありますが、一方、当然のことながら学校施設は教育施設であるため、防災機能の設備が不十分なため、避難所としての使用に際して不便やふぐあいが生じることも事実です。いざというときに、住民の避難所として十分機能できるような学校施設の防災機能を向上させる取り組みが必要だと思えます。その中で、避難所生活に不可欠なのがトイレであります。高齢者や障がい者の方のために洋式トイレは必要だと考えますが、今現在、町内の学校施設、特に体育館の洋式トイレの設置状況をお伺いいたします。過去の震災の実例で、トイレを我慢しなければならぬというストレスから、飲食を控え、体調を壊す避難住民がいたとの報告があります。このようなことがないように、できることから始めていただきたいと切に願い、どのようなお考えをお伺いいたします。

そしてもう一つ、子供の命を守る母親の立場から、小・中学校、幼稚園、保育園における窓ガラスの飛散防止対策は整っているのか。特に、地震の際の避難経路となる廊下に面する窓ガラスの強化ガラスへの取りかえや、飛散防止フィルムの張りつけなどの安全対策はなされているのか、どのような状況なのかをお伺いいたします。

2点目に、福祉避難所の設置についてお伺いいたします。

過日のニュースで、災害時に一般の避難所で過ごすことができず、特別の配慮を必要とする障がい者や高齢者の施設として福祉避難所の存在を知りました。東日本大震災で被災した仙台市では、震災前に特別養護老人ホーム等52カ所を福祉避難所にして、今回は37カ所で約260人を受け入れたといます。災害に備えて福祉避難所が設置されることが、災害弱者が安心して生活できる道ではないかと思えます。垂井町の福祉避難所の設置状況と福祉避難対象者の要件及びその把握状況をお示してください。

また、町民の皆様へ福祉避難所の周知とともに、防災マップを次回改正時に福祉避難所の記載を検討していただきたく思います。最後に、福祉避難所設置・運営に当たり、事前の準備と災害時の速やかな対応が推進できるよう、本町独自のマニュアル等を策定するお考えはありませんか。見解をお示しいただければと思います。あわせて災害弱者への対応として、プライバシーを守りながら、どこに災害弱者がいるか把握する体制づくりが必要だと思えますが、本町のお考えをお聞かせください。

最後に、救急医療情報キットの配布についてお伺いいたします。

ここに現物があります。このようなプラスチック製の円筒のケースです。この救急医療情報キットはNPO法人メンタルケア協議会が出しているもので、オレンジポットといます。この中には、救急受診のための情報として氏名・血液型・生年月日・家族構成・緊急時の連絡先などの個人情報、かかりつけ医・病歴・アレルギーや薬の副作用などの医療情報を記入したこのような用紙と、本人の写真、健康保険証や診察券のコピーなどを入れておきます。災害時は

もちろん、平時においても緊急の事態が発生した場合、本人の病歴や服用している薬など、情報が容易に入手でき、迅速な救急医療の提供につながるものであります。このキットは、事例集の中でも要援護者自身の意識向上のために、取り組みとして紹介されております。東京都港区が、全国初の事業として平成20年5月にスタートした救急医療情報キットの配布は、明治学院大学の社会学部教授である岡本多喜子氏が、アメリカのポーランド市で行われた実践例をヒントに港区に提案したことが始まりでした。港区では、このキットを高齢者や障がい者、健康に不安のある方に無料で配布しております。このキットは冷蔵庫に保管し、いざというときに救急車が駆けつけた場合、冷蔵庫をあければキットがあり、情報を早急に確実に得ることができることから、この救急医療情報キットは命のバトンと呼ばれております。また、現場で救急隊員がキットの保管場所を探しやすいように保管場所は冷蔵庫に統一し、キットが冷蔵庫にあることがわかるよう、玄関のドアと冷蔵庫にステッカーを張ることにしております。港区から始まったこの取り組みは、現在全国に広がっております。この救急医療情報キットに関しては、以前先輩議員が質問されておりましたが、その後の推進状況はどのようになっていますか。また、岐阜県内で実施済みの地域は多治見市、美濃加茂市、御嵩町になっており、現在検討中の町村として、岐南町、八百津町、白川町、東白川村、この四つの自治体は国の支え合い事業交付金を活用して実施する予定で、県に申請があったとお聞きしております。そこで、本町でも要援護者に救急医療情報キットを配布してはと考えますが、消防長、町長の御見解をお願いします。以上で質問を終わらせていただきます。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 乾豊君。

〔学校教育課長 乾豊君登壇〕

学校教育課長（乾 豊君） 2番議員の地震防災対策につきましての、学校施設の防災機能の向上についての御質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目の、体育館のトイレの設置状況でございます。

これは、大規模地震等の災害発生時には、学校の施設、あるいは地域の住民の応急的な避難場所となるということで、非常に役割が大きいということでございますけれども、その中の、避難所の生活で不可欠なのが、やっぱりトイレであると思います。特に、議員おっしゃっていますように、高齢者や障がい者の方のための洋式トイレが必要だというふうに思っております。御質問の町内の学校施設に必要と思われる体育館のトイレの設置状況でございますけれども、今のところ合原小学校、東小学校、不破中学校の体育館を除いては、すべて洋式トイレを設置しております。設置していないところもございますので、これにつきましては、今後随時設置をしてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それから第2点目の、幼・小・中学校におけます窓ガラスの飛散防止対策についてでございます。耐震補強工事を行っている校舎につきましては、既に強化ガラスに取りかえをしておるわけでございますけれども、まだ改修工事を終えていない校舎についても窓ガラスの飛散防止についてはやっておるわけでございますけれども、飛散防止等のフィルムと、あるいは強化ガ

ラス、あるいは網入りガラスなど、そういったものを今対策としては施しております。ただ、まだそうではないところの校舎もございますので、私の方で早速、今後調査をしながら対応してまいりたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（広瀬文典君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 2番議員の第1点目の、地震防災対策について、その中の二つ目でございます福祉避難所の設置について、私どもからお答えをさせていただきます。

さきの、日本史上でもまれな巨大地震が東北地方太平洋沖で発生し、沿岸一帯では家屋の流出や多数の死者、あるいは行方不明者を出すなど、未曾有の悲惨な大被害を受けました。改めて、被災されました皆様、関係者の皆様には、心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、近年地震や風水害など自然災害が各地で発生し、避難行動などに何らかの支援が必要な方、つまり災害時の要援護者といわれる方々への避難支援対策が緊急の課題としてクローズアップされ、全国の自治体で各種の取り組みが行われておるところでございます。

垂井町におきましても、東海、あるいは東南海・南海地震の発生が危惧されまして、近年頻発するゲリラ豪雨など、予測不能な豪雨災害にいつ襲われるかわからないという状況でございます。

さて、本町における要援護者の支援対策につきましては、現在福祉所管課で災害時要援護者避難支援プラン全体計画作成に取り組んでおるところでございます。避難支援プランの位置づけにつきましては、垂井町地域防災計画の中の第2章第16節に規定する災害時要援護者対策計画のうち、避難支援に関する事項を具現化するものでございまして、今後これらの内容を検討していくことになるものと思っております。

そこで、一つ目のお尋ねでございます。

福祉避難所の設置状況と避難対象者の要件、それから把握状況についてのお尋ねでございます。全国の市町村では、公共施設を指定するほか、特別養護老人ホームや介護保険施設などの指定が一般的でございまして、垂井町には複数の社会福祉資源がございます。しかしながら、平時の定員にプラスして集中的に受け入れが可能かどうかといった問題がございます。一方、協定を結ばず、公民館などを福祉施設として想定している自治体もございます。その場合には、単にバリアフリーの施設だからという理由で指定してあるケースもございますが、と同時に生活相談員等の配置、あるいは確保の問題といったものも発生してまいります。また、適切な施設がない場合には、一般の避難所に要援護者のための区画された部屋として対応している市町村もあるようでございます。

いずれにいたしましても、例えば公共施設で指定するならば、垂井町の場合、デイサービスセンター、あるいは生きがいセンターなどが考えられるわけでございますが、今まさしく、先ほども申しましたが、避難支援プラン作成の段階でございます。さきに述べた多くの諸課題も

出てまいりますので、支援プランに関する事項を具現化する中で、今後協議・検討していくことになる、そのように御理解賜りたいと思っております。

また、対象者の要件のお尋ねでございますが、福祉所管課の素案でございますけれども、例えば65歳以上高齢者のみの世帯の方、あるいは要介護度3以上の方などとされておるところでございますので、そういったことでよろしくお願いをいたします。

それから、二つ目の福祉避難所指定の周知と、それから防災マップの次回改正時に記載してはどうかというお尋ねでございます。当然ながら、指定するとなれば周知はもちろんのこと、マップにも掲載する必要があるというふうに認識いたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから3点目でございますが、避難所の運営に当たり、災害時のマニュアル等の考えはないかというお尋ねでございます。本町の地域防災計画では、先ほども申し上げましたが、住民部の福祉班、健康福祉課が要援護者の避難支援の業務を行うと規定しておるところでございます。避難支援プランの作成を通じまして、今後福祉避難所への避難が必要な方の状況を把握するとともに、平常時から施設管理者等との連携の構築、あるいは施設利用の確認などを進めておくことも大変重要になってくるのではないかと考えております。そういったことで、御理解賜りたいと思えます。

それから4点目でございますが、災害弱者の把握体制についてのお尋ねでございます。一般的に、直接同意を得る同意方式、あるいは対象者からの申し出による手挙げ方式を併用するなどの方式が用いられておるそうでございますが、今後その仕組みをつくるべく段階に入ってまいります。その際、得られる情報につきましては、垂井町の個人情報保護条例に基づきまして適正に管理することはもちろんのこと、個人情報の目的外利用の規定を引用するなど、その把握に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、最後に総括の話になりますけれども、この避難支援制度を端的に申すならば、災害時御近所で声をかけ合い、一緒に避難をするということでございます。一昔前でございましたら、このような制度をつくらなくても地域の中でお互いに助け合う自然な姿がございました。いつ起きてもおかしくない大規模な災害に備えまして、まずは要援護者御自身の自助、すなわち日ごろから地域と交流を持ちながら、家具の転倒防止など、お住まいの安全環境を整えていただくこと、そして先ほど福祉所管課で災害時の要援護者のプランに取り組んでおると申しましたが、これを機会に、近所の皆さんで日ごろから声をかけ合っただきまして、顔の見える関係を築きながら、災害時には一緒に避難をすると、そのような地域コミュニティをつくり上げることも大変重要ではなかろうかなと、そのように考えております。

垂井町では、この制度以外にも大きな役割を担っていただきます自治会、あるいは自主防災組織の皆さん、そして民生委員・児童委員協議会の皆さんや社会福祉協議会など、各関係団体の皆様と一緒に災害時への取り組みを進めてまいりたいと、そのように考えております。御提言も含めまして、どのような方策が一番よいのか、今後作成されるプランとの調整、ある

いは十分検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 消防主任 吉田守男君。

〔消防主任 吉田守男君登壇〕

消防主任（吉田守男君） 2番議員御質問の2点目、救急医療情報キットの配布につきまして、お答えをさせていただきます。

救急医療情報キットは、議員御指摘のとおり、救急活動におきましては有効なものだと考えております。しかしながら、情報の更新を必要とすることなど課題もございます。現在、独居老人等宅につきましては緊急通報システムが設置されておりまして、このシステムによりまして、医療機関の情報、医療情報、緊急連絡先等の情報を活用して救急業務を行っているところでございます。現在、岐阜県では新しい救急システムが構築され、一部でその試験運用が始まっております。それは、ITを活用しまして現場の救急車と医療機関とを結んで情報を共用し、傷病者を早く適切な病院に搬送し処置をできるというようにする、GEMITSというシステムでございます。簡単に言いますと、御質問がありました救急医療情報キットをICカードにして、さらにより多くの情報を記憶させることができます。また、救急医療機関を受診いたしますと、その内容が最新のものに更新されます。救急医療情報キットのように、情報が古くなる心配もございません。このシステムが当消防本部にも試験的に今年度中に一部医療機関で運用される予定になっておりますので、救急医療情報キットとともにこのシステムの有効性を検証しつつ、より一層救急業務の充実を図るため、住民にとって最適と思われるものを検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（広瀬文典君） 3番 安田功君。

〔3番 安田功君登壇〕

3番（安田 功君） 許可を得ましたので、質問をします。

まずその前に、さきの選挙では初当選の栄を賜りまことにありがとうございました。今後は、垂井町の発展と住民の皆様の幸福のため尽力してまいり所存でございます。よろしく願い申し上げます。

さて、質問は2点であります。

一つは産業振興について、さらに一つはコンバートEV、既存車両改造電気自動車の普及促進についてであります。

一つ目の、産業振興について質問します。

一つ目は、企業誘致の進捗状況についてであります。北部の地域で計画中の企業誘致の用地取得と道路など、周辺整備計画の進捗状況はいかがであるか。

一つは、対象となる企業の業種は、工業なのか商業なのか、さらにサービス業か、農業か、林業か、それとも、そのほかのものでもよいのか。また、進出形態においては、工場でも倉庫でもよいのか。店舗でも、オフィスなどでもよいのか。さらにもう一つ、進出企業に対する優

遇策があるかどうか、あるのなら、具体的にどういったものか。企業誘致の計画は、いつ実現するのか。さらに1点は、そのモデルとなるケースがあるのか、あるのならどこの何か。さらにもう1点、既に進出を済ませている企業、それと地元の中・小の商店や事業所、それらの振興は今後どのように図られるのか。質問の大きな1点目、産業振興については以上であります。

次に二つ目の、コンバートEV普及促進について質問します。

コンバートEVというのは、既に使用している、あるいは使用済みの不要となった中古車を電気自動車に改造して、その後も続けて利用しようというものであります。自動車としては、既に市販されております電気自動車と同じであります。電気自動車は、以前よりその経済性や静粛性が認められ、汚染物質を一切排出しないことから環境対応車として注目されてまいりました。東日本震災以後は、災害時の非常電源としても注目され始めております。電気自動車は、その動力源として大変大きな蓄電池を積んでおります。先ほど、この役場の庁舎がバックアップ電源として160キロワット、さらに聞いたところによりますと、消防署は180キロワット、これをバックアップ電源として用意しておるといってお話を聞きましたが、市販されておる電気自動車の電源としての容量は16キロワットと聞いております。ということは、約役場の10分の1を各家庭で用意できるという計算になります。この16キロワットという電力でございますけれども、例えば電気炊飯器、テレビ、冷蔵庫、この3点が5セット分ぐらい一遍に利用できる電力であると聞いております。ただしかし、市販の電気自動車は現在のところ大変高価であります。国産車では約400万円。それに比べまして、この中古車を利用しましたコンバートEVは、改造費としておよそ100万円があればできるということで、さらに車検などもクリアできるレベルに達しておると聞いております。市販の電気自動車の新車販売、この購入費用、先ほど言いましたが400万円、これには、現在補助金がついておりまして、約100万円補助されるそうです。ただ、それでも利用者の皆さんの負担は1台300万円と聞いております。この際、手軽に導入できるコンバートEVの普及を垂井町が後押ししてはどうか。他に先駆け、助成金を創設し、その先進地を目指してはどうか。町内企業が有する技術も、この普及や発展に貢献するのではないかと、そう考えております。質問は以上2点であります。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 3番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私の方からは、産業振興の部分の企業誘致の進捗状況についてをお答えをさせていただけたらというふうに思います。

今までも説明してまいりましたが、この企業誘致につきましては、平成21年12月に最も優先して取り組むべき場所として町の北部を決め、平成22年1月、2月とそれぞれ地権者の方と情報共有するための意見交換会を開催しながら進めてまいりました。この開発地区の規模にいたしますと、区域は面積で約12ヘクタール、主に山林と農地となっておりますが、12ヘクタールのうち約半分が農用地区域となっております。町といたしましては、候補地選定に当た

っては、犠牲にする農地をできるだけ少なくする、つまり農地の保全を図りながら安定的な農業経営に与える影響がないことも一つの理由として検討してきた経緯がございます。平成22年5月以降、この農用地を非農業用地にするための調整を、国の機関であります東海農政局と行っております。食料供給力の強化が大きな課題となっている今日、また一昨年には農地法の大幅な改正がなされ、農地の減少に歯どめをかけるという形が大きく進められております。農地を確保するための扱いが強化されたところでございます。そのため、非農用地とするための調整は非常に難航しております。しかし、垂井町としてこの土地が一番最適地であるという思いのもと、今後も継続してこの調整を進め、何とかこれを実現したいと今、鋭意頑張っているところでございますので、今しばらく時間をいただきたいというところでございます。

一方、農地の確保におきましては、耕作放棄地の発生抑制や、荒廃した農地の再生にも努めておるところでございます。今後は、新たな優良農地の確保を行うべく、企業誘致とあわせて推進していきたいと考えております。

その他、企業誘致に関する諸質問、それからコンバートEVについては、担当から補足説明をさせます。よろしくお願いたします。

議長（広瀬文典君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 3番議員の産業振興の2項目以降の質問についてのお答えをさせていただきます。

企業の優遇策についての御質問でございますけれども、垂井町企業立地促進条例を制定しております。この制度は、産業の振興と雇用の拡大を目的といたしまして、企業の優遇策につきまして、投下固定資産額、土地、建物、償却資産取得価格でございますが5億円、中・小企業にありましては2億でございますけれども、以上の工場を設置した企業に対しまして、賦課された固定資産税額の相当額を操業後3年間交付するものであります。また、操業開始に伴い、新たに20人以上雇用した企業に対しまして、従業員1人につきまして5万円を乗じた額として、500万円を限度といたしまして交付するものでございます。

また、用地取得の状況でございますけれども、平成22年1月と2月に地権者と情報共有をいたしまして意見交換会を開催いたしました。22年の5月までには、遠方などで意見交換会に参加できなかった方なども、すべての地権者に当方からの意見を伝えまして情報共有を図ったところでございます。しかしながら、農地を非農用地化とするための調整が整わない、農地法の規定による、いわゆる農地転用手続きができていないものでございます。この農地法に定めた農地転用手続きが完了しないと売買契約ができないので、今のところ用地取得はしておりません。

また、既存の事業の振興は、ということで、企業立地促進法の中で、既存の事業所の振興について同じく投下固定資産税額の合計が2億円以上、中・小企業にございましては1億円以上の工場を増設した企業に対しまして賦課された固定資産税額を、操業後3年間交付するものでございます。また、増設に伴い新たに10人以上を雇用した企業に対しまして、従業員1人につ

きまして5万円を乗じた額を交付するというところでございます。企業より相談を受けた際は、積極的に活用していただくよう御説明をしているところでございます。

また、業種に関しましての御質問でございますけれども、企業立地促進法に基づきまして、産業集積の形成、または産業集積の活性化に関する基本計画を県が中心となりまして、西濃地域産業活性化協議会の中で作成したその中の集積業種といたしまして、1番でIT関連企業、または電子・デバイス関連産業、輸送用機器、機械関連産業、または農・商・工の関連産業などを広く意見を聞きながら企業の選定に当たりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 3番議員の御質問の第2点目の、コンバートEVの普及促進についてお答えします。

EV、電気自動車でございますが、排気ガスを出さず騒音も少ないことから、環境への配慮された車ということで、私どもの方からお答えをさせていただきます。

まず最初に、電気自動車の現在と今後の普及についての御質問でございますが、総務省の統計局が行いました2009年の全国消費実態調査によりますと、ハイブリッド電気自動車の普及率は約1.9%という結果が出ております。思ったよりも少ない値でございますが、これは電気自動車の初期購入費が高いことや、1回の充電による走行距離が短いことなどから、まだまだ普及していないのが実態ではないかと思われまます。今後、技術の進歩による購入価格の低下や、急速充電器の整備が進めば普及率は上昇するものと見込まれておりますし、一説には2025年には普及率は20%程度と見込む予想もあります。

また、全国の県・市町村では、エコカーに対する補助制度を設けていますが、この補助制度に電気自動車も対象となっているところでございます。例えば、愛知県を例にとりますと、豊橋市ほか7市で補助制度を設けておりまして、補助金額としましては5万円から20万円で、新たにエコカーを購入する個人などが対象となっております。ちなみに、岐阜県内ではこういった補助制度を設けている市町村は、今のところございません。

次に、コンバートEVの研究・開発・購入を助成するかという御質問でございます。コンバートEVといいますと、先ほど議員が申されましたように、ガソリン車やディーゼル車を改造し、電気自動車として整備される車のことであります。これは、最初から電気自動車として生産・販売される電気自動車よりも比較的安価に製造できることから、近年、中・小企業では注目されつつあります。しかし、改造費もかなりかかり、日本における取り組みとしましては、あまり進んでいないのが実態のようでございますけれども、今後コンバートEVに対する研究・開発の状況や国の動向を見ながら、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上御答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 暫時休憩いたします。再開は1時15分といたします。

午前11時35分 休憩

午後1時15分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） では、議長のお許しを得ましたので、通告に基づきまして一般質問を始めたいと存じます。

まずは、今期も引き続き、町民の皆様方とともにまちづくりに携わらせていただける機会をちょうだいいたしましたことを、この場をおかりいたしまして深く感謝申し上げます。

では、早速ではございますが、第5次総合計画まちづくりの柱3、子育て・健康・福祉について特にお尋ねをさせていただきたいと存じます。

これまでも議会一般質問において、総合福祉施設の整備、拠点づくりを積極的に御提案申し上げてきた経過がございます。これにつきましては、平成25年度から始まるこども園構想、幼保一元化と同時に進めていく必要があると改めて御提言申し上げます。

これからの質問において、先ほどの同僚議員さんと重なる点があるかと思いますが、私なりの視点で御質問をさせていただきたい、このように思っております。

我が町におけるこども園構想。幼保一元化の計画は一時中止となり、議会議員、関係各位の働きかけ、また町長の御決断、23年度施政方針にもありますように、再度動き出したという経過は、議場にお見えになる皆様方、既に御承知のことと存じます。現在、その取り組みの一端として、こども園構想、幼保一元化につきましては、部会等で話し合いがなされておるところでございますが、再提案後の全体計画、いまだお示しができないということに、現役子育て世代の一人として不安を覚えるところがございます。

お示しがありましたのは、25年度は東地区からとのお示しで、場所としては北保育園に綾戸保育園と東幼稚園を集約した形、そしていずれの園を東幼稚園へ移設とのことでしたよね。各園の分担による指導計画などは細部にわたり検討がなされ、その御提示がありました。一方、保護者や地区、自治会に対する説明はいつごろしていられるのかということや、続く26年度からの対象地区、トイレなどのユニバーサルデザインに基づくバリアフリー化、耐震を含め建物全体の施設整備計画など、以前の経過からすると、検討はされておるとはお察しするところでございますが、具体的にはどうなっているのかが明らかでないと感じるところであります。

また、町内在住で障がい者・児を持つ親の会の方々の熱心な取り組みで、生きがいセンターをひとまずの拠点とし、短期・長期休暇のみ障がい者・児の預かりを実施しておられることも、皆様既に御承知のことと存じます。本町も、今年度、生きがいセンターを今までの指定管理の施設から外した形で、町民だれもが安心して利用できる唯一のと言っても過言ではないバリアフリー施設として利用拡大を目指しております。続いて、今年度は、障がい児通園施設、新

いずみの園として、新たな設計があり、先述の幼保一元化に合わせ施設整備がなされていくとのこと。我が町における福祉にまつわる一端をいろいろ申し述べさせていただきましたが、いずれにせよ、今後、障がい者福祉、高齢者福祉等、福祉を取り巻く環境、さまざまな福祉サービスをどのように連携し、充実していくのかを最も注目をさせていただいているところであります。

今回は、本町のそうした背景を踏まえ、新たな取り組みとして将来的な総合福祉施設整備に向けた地域共生ステーションを御提案申し上げます。地域共生ステーションとは、障がいを持たれた方、御高齢の方、またお子さんなど、年齢や障がいの有無を問わず、だれもが自然に集い、住みなれた地域の中で安心して生活していくことができるよう、障がい児の預かりやデイサービスやサロン、ショートステイ、また就労場所としても位置づけのある、だれもが気軽に利用できる地域交流の場のことで、家族の諸事情に合わせ、介助や保育等、必要な方が安心して利用できる施設であります。当初は、障がい者の就労継続支援事業所として開設されたと聞き及んでおりますが、現在に至っては幅広い内容での利用があり、利用料の設定はそれぞれであります。一つ屋根の下でみんなが集う、昔ながらの大家族のような雰囲気サービスが受けられるというものであります。先進自治体ではこうした取り組みが盛んになされており、さまざまな福祉サービスを地域住民、ボランティアなどの協力も得ながら提供をしているといった状況であります。

そこで、数点お尋ねをいたします。

1点目、垂井町としての総合福祉施設のお考えはあるのか。

2点目、再提案された本町としてのこども園構想、幼保一元化の全体計画のお示しはあるのか。

3点目、東日本大震災を受けまして、今後、そうした計画の中で災害弱者の方へのきめ細かな配慮が必要となってきますが、これらについてはどのようにされるのか。

4点目、今回御提案申し上げる地域共生ステーションについては、どのようなお考えか。

5点目、確認の意味で、新しいずみの園について、今後どのような構想・計画で進められていくのか。

6点目、携わっていただく人材育成やボランティアの確保についてはどのようなお考えがあるのか。

以上、6点についてお尋ねをいたします。

続いて、このまちづくりの柱3には、私たちの毎日の健康に欠かせない医療について、「みんなが健康に暮らし、適切な医療を受けることができるまちづくり」と掲げてあります。以前にも問うた経過がありますので、繰り返しの御提言になりますが、本町には産院はなく、出産も不妊治療も町外へ出なければ適切な医療が受けられないというのが実態であります。出産については、いまだ自己負担の部分が多いのも事実であります。出産一時金42万円の恒久化がされたところであり、そのかいあってか出生率に少し変化が見られるものの、それでも不妊治

療については治療内容によってはすべて自己負担という治療もあるとお聞きいたします。この不妊治療事業について確認の意味で申し上げますと、不妊治療のうち医療保険が適用されない治療費の一部を助成し、不妊治療を受ける機会をふやすことを目的として実施をされております。対象者や対象となる条件はそれぞれございますが、他自治体では、県からの助成金プラス市町独自の助成金で応援をするという取り組みが積極的になされております。例を申し上げますと、県では1回につき15万円、1年目3回まで、2年目以降は2回までで、通算で10回は超えられないということでありまして。やはり、それだけではまだまだ御負担があるということで、近隣自治体ではそれを超える部分に独自助成を行おうと、揖斐川町では岐阜県の特定不妊治療費助成事業を受けた方についても、その助成金15万円を超えた分の治療費を単年度当たり10万円を上限として通算5年間助成が受けられるというものであります。所得制限もございません。4月から3月までに治療費が全額30万円かかった場合、岐阜県へ15万円請求、揖斐川町へ10万円請求、自己負担は5万円ということになります。垂井町では、そうした独自の取り組みはなく、以前にも当町として不妊治療に対する独自助成のお考えについて問うてきた経過がありますが、これについては現在どのようなお考えがあるのか、お尋ねをいたします。

そして、現政権最大の目玉政策であります、いわゆる子ども手当について、続いて問うてまいりたいと存じます。

この制度は1972年から開始され、児童手当法によりまして、2006年4月から児童手当の対象となるのは、ゼロ歳以上12歳に達してから最初の年度3月31日までの間にある児童、いわゆる小学校終了12歳、1人につき月額5,000円、または出生順位3人目以降と3歳児未満については出生順位にかかわらず一律1万円が支給される制度となっておりました。しかし、2010年度より子ども手当となり、対象年齢としては中学校修了15歳、月額については1万3,000円となった経過は記憶に新しいところであろうかと存じます。費用負担につきましては、当初国が全額負担となっておりましたが、国、都道府県、市町村がそれぞれ3分の1ずつの負担となっているのが現状で、これについては、先日の町長施政方針でもお示しのあるように、各所で取り上げられていましたが、現在では児童手当に子ども手当が上乘せされた形となっております。それら費用負担割合はさることながら、この制度が今後どうなっていくのか、私のところへもお尋ねも非常に多く、私自身もその動向に注目するところであります。

そこで、数点お尋ねをいたします。

1点目、震災等を踏まえ、年度途中にもこの制度に関しては関連法案等さまざまな予測はされますが、国の今後の見通しはいかがでしょうか。

2点目、もし子ども手当制度が廃止になった場合、児童手当分は保障されていくのか。

3点目、以前支給のあった垂井町独自の手当等のお考えはあるのか。

以上、まちづくりの柱3、全般にかかわる御質問となりますが、これらについて御答弁の方よろしくお願ひいたします。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） 8番議員の御質問、第5次総合計画まちづくりの柱3、子育て・健康・福祉についてお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の総合福祉施設の考えについて、3点目の災害弱者へのきめ細かな計画づくりについて、4点目の地域共生ステーションの考えについて、6点目の人材育成やボランティアの確保の考えについて、一括してお答えをさせていただきます。

第5次総合計画、地域福祉の中で、福祉ネットワークづくりの拠点として総合福祉施設の整備を掲げております。理想としましては、中央にセンターがあり、各地域に拠点があり、相互の連携が図られることであると考えておりますが、設備的にも財政的にも多くの課題がございます。その中で、議員が申されております地域共生ステーションは、佐賀県などが先進地として紹介されているところでございます。地域住民やボランティアグループなどが主体となり、子供から高齢者まで年齢を問わず、また障がいの有無にかかわらず、地域住民のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供し、地域福祉の拠点としての役割を目指しております。従来の総合福祉施設は、充実したセンターとしての機能を求められてきましたが、このステーションにつきましても、拠点分散型への転向とも言えると思います。今後も、総合福祉施設のあり方として調査・研究してまいりたいと考えております。

本町では、先ほど議員も申されておりますように、今年度から指定管理者制度から直営に戻し運営をしております生きがいセンターでは、家に閉じこもりがちな高齢者や要介護状態になる恐れのある高齢者等に対して、日常動作訓練や趣味活動などのサービスを提供し、要介護への予防事業を行っております。この事業のない日につきましては、障がい児、あるいは障がいの預かりグループが利用されておるところでございます。今後は当センターの利用形態、あるいは利用方法等を検証するとともに、当該事業の指導員、あるいは支援員の確保や、ボランティアグループの参画等々も含め検討してまいりたいと考えております。

次に、災害弱者への計画づくりにつきましては、ひとり暮らし高齢者や要介護認定者及び身体障害者手帳交付者など、災害時の一連の行動をとるのに支援が必要な方のために、災害時要援護者避難支援プランの策定に鋭意取り組んでいるところでございます。また、当計画では要援護者の居住地や生活状況等の把握も必要となることから、民生委員あるいは自治会長、さらに各地区ささえあい連絡会と地域の方々の協力を得ながら進めていきたいと考えております。

続きまして、2点目の再提案されたこども園構想、幼保一元化の全体計画についてでございますが、本町の幼保一元化は第5次総合計画の安心して子供を産み育てられるまちの実現のため、大変重要な柱であり、子供たちが生き生きと活動し夢をはぐくめる環境、親が安心して子供を産み育てることができる環境づくりが求められているところでございます。また、国におきましても、子育て支援サービスの増強、幼保一体化につきましても、国民の安心確保のための最優先項目の一つとして検討がなされているところでございます。本町におきましても、幼保一元化の推進はこの環境づくりの基盤として検討をしてまいりました。議員御指摘のとおり、こ

の幼保一元化の推進につきましては、議会につきましてもさまざまな形で御提言や御質問をいただいているところでございます。この全体計画につきましては、先ほども6番議員の御質問で説明いたしましたとおり、検討委員会とプロジェクトチームを立ち上げ、幼保一元化の再検討に着手したところでございます。本年12月ごろまでには、全体計画を取りまとめてまいりたいと考えております。その検討におきましては、その内容を議会にも報告し、御意見を賜りながら進めてまいりたいと思います。幼保一元化を一步ずつ進めながら同時に全体計画をしっかりと議論してお示ししていきたいと考えておるところでございます。

また、5点目の新しいずみの園構想と計画についてであります。ずみの園につきましては、東地区の幼保一元化に伴い、現在の場所から移転する方向で検討をしております。ずみの園は障がい児の通園施設であり、そこで行われる指導や訓練は子供たちの発達や成長にとって大変重要な役割を担っております。このことから、移転に当たりましては、より充実した環境とするため、しっかりと現場の声を聞き、それを反映した施設整備をしていきたいと考えております。その内容の協議につきましては、先ほど御説明いたしました幼保一元化検討委員会とプロジェクトチームにおいて、しっかりと全体計画を構築していく中で、あわせて検討してまいります。このずみの園は、施設面はもちろん、専門的な指導員の育成や関係機関との連携など、継続した支援体制の充実を図っていくことが大変重要となります。今後も議会の皆様にもさまざまな形で御報告し、御提言をいただきながら、児童デイサービス事業を充実させていきたいと考えております。

続きまして、子ども手当の関係でございますが、第1点目、国の今後の見通しについてでございます。子ども手当につきましては、先ほど議員の御説明のとおり、昭和47年に児童手当法が施行されて以来、さまざまな改正が行われました。平成22年4月に施行された平成22年度における子ども手当の支給に関する法律により、子ども手当の支給が始まったところでございます。この子ども手当は、法第1条に記載されておりますが、子供を養育している人に手当を支給することにより、次代の社会を担う子供の健やかな育ちを支援することを目的と掲げております。このため子ども手当法では、児童手当にありました所得制限が廃止されるとともに、対象年齢も中学校まで引き上げられ、手当の額も一律1万3,000円とされたところでございます。その後、国会におきましても子ども手当をめぐる議論がなされ、子ども手当の支給が平成23年3月31日で終わることにより生ずる国民生活の混乱を回避するため、平成23年4月1日には国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部改正がなされる法律が施行され、子ども手当の支給が本年9月まで、暫定的に延長されたところでございます。本法案は、9月までの暫定的な措置のため、議員が御指摘のとおり、10月以降の見通しが立たない状況であります。また、今後も国におきまして、東日本大震災の復興財源の確保とあわせて議論されるものと思われますので、子ども手当の継続か廃止か、子ども手当が廃止になった場合は従前の児童手当に戻るのかなど、全く不透明であります。現段階では、国の議論を見守るしかないと考えております。

2点目の子ども手当が廃止になった場合、児童手当分は保障されるのかという点でございますが、現在も児童手当法は廃止となっていないため、議員御指摘のとおり、国・県・市町村の費用負担等の規定が適用されることとなっております。児童手当の支給に関しましては、子ども手当法第21条によりまして、子ども手当の受給者は児童手当の支給要件に該当しないものとなっております。子ども手当のみが支給されております。このことから、もし子ども手当法が本年9月で終わり、新たな法律が整備されない場合には、従前の児童手当法に基づく児童手当が10月から支給されることとなります。

3点目の、垂井町独自の手当等の考えはあるのかについてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、子ども手当が継続されるのか、児童手当に戻るか、どのような改正が行われるのかは、先行きは全く不透明でございます。しかしながら、児童手当、子ども手当は、子供を養育している家庭にとっては大変重要なものでございますので、何らかの形で手当の支給が継続されるものと考えております。現在では、国の議論をしっかりと見ていく段階にあり、垂井町独自の手当につきましては、今のところ考えておりません。

最後に、不妊治療に対する独自助成についてであります。不妊治療を受けられている方の精神的負担や、体外受精・顕微鏡受精などの1回の治療で10万円から50万円もの費用がかかる経済的負担は相当なものであることは十分承知をしております。県下でも半数以上の市町村で、この不妊治療に対する独自の助成制度を導入している状況でございます。本町におきましても、平成23年度予算編成に当たりまして、不妊治療に対する助成制度の導入の是非について検討してまいりましたが、厳しい財政状況の中、制度の導入には至らず、今年度から県の助成制度が通算助成回数は変わらないものの、1年目は3回までの助成が対象とされるよう改正がございました。県の助成制度を利用して周知していくということとしたところでございます。今後も厳しい財政状況は続くものの、子供ができなくて悩んでいる方の切実な思いに対して行政としてどう対応していくのか、他市町村の例も参考にしながら、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（広瀬文典君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） 御答弁の方、ありがとうございました。

数点、再質問をさせていただきたいと存じます。

現在の災害を受けまして、国の非常事態ではありますが、そのような中でも本町において取り組んでいかなければならないこと、訴えていかなければならないことというのは、多々あると思っておりますので、質問の順番は前後いたしますけれども、まず不妊治療に関して再質問させていただきたいと思っております。

今の課長さんの御答弁にありましたように、県内他市町村で半数以上やっぺらっしやるといってお答えなんですよ。私もそれを調べておったんですが、今年度の予算編成の段階で検討

された。その前向きなお気持ちは大変ありがたいところなんです、他市町でできておって垂井町にできないわけがないというふうには私考えておりますので、早期に実現していただきたい。と言いますのは、精神的な負担、身体的な負担はもちろんのこと、重ねて抱えていらっしゃるという現状を、女性の体の方がやはりそういった部分が大きいということでお聞きしておりますので、またタイムリミットということも抱えていらっしゃる方もありますし、一生懸命治療に取り組んでいらっしゃる方々のお気持ちもお酌み取りいただくという意味では、検討段階というのは済んだと、私は思っておりますので、補正予算等々対応でも構いません。ぜひとも前向きに、早急な、というふうにやっていただきたいなあ。具体的な時期をいま一度お尋ねさせていただきたいと思っております。

そして、地域共生ステーションに関しましてですけれども、今回新たにこういったお名前として上げさせていただいたんですが、調査・研究していきたいとの御答弁、大変ありがとうございます。町長としましては、ちょっと御答弁をお聞きしたいなあと思ひまして、これを踏まえまして、どのような総合福祉施設を考えておられるのか、いま一度お尋ねをしたいと思ひます。

幼保一元化の件も触れましたが、「一体化」というような文言を課長さんはお使いになられて、現政権の文言でありますので、私はあえて幼保一元化というふうにはちょっとお話をさせていただきたいんですけれども、計画の変更以来さまざま議論がやはりなされております。各所でもあると思ひますが、12月にお示しいただくというふうなお話があったかと思ひますが、幼稚園の入園等々の申し込みって、たしか11月ごろでしたよね、毎年。そういった時期をあわせると、もう少し早期にお示しがいただけないのかなあというふうには思っておりますので、いま一度御答弁をいただきたいと思っております。

そして細部にわたりますけれども、いずみの園の移設に関してですけれども、具体的な御答弁ととらえてよろしいんでしょうか。かなり深いところまでいただいたと思ひますが、充実をしていただけるというのは大変ありがたいことではあります、この25年の移設を含めると、これでいずみの園が3回目の場所変えということになるんです。やはりいずみの園に通われているお子さんの状態などを考えますと、やはり余り場所がころころ変わるのはいま好ましくないなあ、このように思っておりますので、今後このいずみの園をどのようにとらえられているのか、心配する議員の一人でございますので、幼保一元化が進むに当たりまして、今後の空き施設対策等も含めまして、しっかりとお示しいただきたいんですが、これに関して、いま一度御答弁の方よろしくお願ひいたします。

また、災害弱者の方への配慮ということを御答弁もいただき、お話も私もさせていただきましたが、避難の際、老眼鏡を持たずに避難所に行かれてということで、掲示板やら配布物一つ見るができなかったというような話もお聞きしております。避難所でのニーズがそのように多様にありますので、それらを集約できる拠点、先ほどお答えの中には支え合いで何とかそういった部分でフォローしていきたいというふうなお考えがあると言っていたら

すけれども、そういった有事の場合でも支え合い等々はしっかりと機能していくのかということを確認させていただきたいですし、きめ細かなというところは、行政側はどこまでお考えであるのかというのを、いま一度お答えいただきたいと存じます。

そして、子ども手当に関しましてですけれども、大変国の有事でございますので、こうしたいわゆるぜいたくというのは言っておられない時期かもわかりません。が、先ほどのいろいろと、現行のと言いましょか、児童手当の制度は残るということで、不透明ということは言うまでもありませんけれども、児童手当は確保されるということで、10月以降、そのようでもよろしいでしょうかね。もう一度確認をさせていただきます。課長さんの御答弁では、町独自のものについてはお考えはないとのことでしたので、これは町長のお考えと一緒にどうか改めてお考えをお聞きしたいと思います。そして、この子ども手当に関しまして、国からの情報等々も錯綜しております。ぜひ町民さんに向けまして、そういった情報等しっかりとキャッチした上で、周知徹底していただきたい、このように思っておりますので、以上、数点にわたりますけれども、再質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 8番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

たくさんいただきまして、ありがとうございます。

まず1点目、不妊治療でございます。他市町で、できてという話がございますけれども、これはやはり、子育てでつくっていく部分がありますので、確かに取り組みたいところではありますけれども、冒頭、課長も申しましたように、検討段階で、やはり財政的にかなりいろんなしわ寄せが来るということもあって、今回ちょっと見送ったと。県の補助のあり方も少し変わったということもあって、そこら辺も見たところでございます。やはり今後、今、補正でもというお話がありましたけれども、もしやるのであればやはり新年度からという形で対応することが望ましい方法だというふうに思っておりますので、そこら辺は、また他市町がどのような補助内容ということも、もう少し突っ込んだ形で研究していく必要もあると思っておりますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

それから、地域共生ステーションについてであります。新しい言葉かというふうに思います。先ほど担当課長が申しましたように、総合福祉施設からまた一つ地域に返っていく部分の複合的な形になってきますね、この共生ステーションができることになると。かつて総合福祉施設の建設に当たっては、ワークショップ等を開きながらいろんな意見をいただいたところがあります。総合施設をぜひつくるべきという意見もたくさんあったわけがありますけれども、現状のところ、やはりそれだけの施設、ほかにまだかかる部分があって、なかなかすぐに優先順位が上がってくるのではないというのが現状のところでございます。一方で、この共生ステーションという考え方については、やはり今各地区でささえあい連絡会と、そういったものが動いておる中で、地域でのサロンというのも動いております。こういったものをさらに充

実ということを考えていくときに、その先に一つ出てくるものではないかなあということも思っております。ここら辺はしっかりとまた地域との協働の中で考えていけたらというふうに思っております。

それから、計画の示しであります。先ほどもお話をしたかと思いますが、23年度で実施計画をつくり、24年度で工事をし、25年度から実施をするという形で、まだ1年半以上あるわけでございますので、この年の12月に計画を何とかまとめたいと。その後の説明等で、まだ時間的には何とかなるのではないかなあというふうに思っています。当然、こういった議会等を通じる中で、また機会あるごとにお知らせをしていく必要もあると思っておりますけれども、タイミング的にはそんなことを考えておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っております。

それとあわせて、いずみの園の移転ということで動いておるといような状況の中で、先ほども担当課長が申しましたけれども、やはり今検討しておる中で、しっかりとしたもの、空き施設か別の施設を使っていくわけでございますので、そこら辺しっかりとした検討の中でこの答えを出していきたいと、そのお示しをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、避難所のきめ細かな部分、それから自主防災が動くのかということでございますけれども、やはり一義的には、まず自分たちが自助・共助の部分があって、それから公助が出てくるというような形であります。今回の東日本大震災におきまして、避難住民の方が垂井町にも最大で4家族の方がお見えになりました。現在3家族でありますけれども、そういった方々に対して町ももちろん補助をしておるわけでありまして、県の方からもいろんなアンケートをとるような形の中で、何が不足しているのか、どういう対応が必要なのかというような細かい対応をしております。当然に、時間がたつとともに公助の部分が出てきて、いろんな形でのきめ細かな対応というものがされていくものと思います。ただ第一義的に、起こった直後というのは、やはり自分たちで周りを助け合うと、そのことが大事であるということをやまもっているような形でつくり上げておる途中でございまして、そこら辺をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。当然にして、公助の部分においては、しっかりと、またきめ細かな対応はしていかなければいけないというふうに思っております。

最後に、子ども手当のことにしましては、先ほど説明したとおりでありまして、もし仮に10月で廃止になれば、これが児童手当に戻るだけという形になります。従前の児童手当の形に戻るとございまして、その財源については、また手当ををしていくことになるかと思っております。また、町独自の支援ですけれども、平成20年、21年に行った「すくすくたるいっ子」、あれも実は、国の地域活性化経済危機対策臨時交付金というものを使ってやった事業でございまして、残念ながら途中で政権交代が起きまして、はしごが外されたところでございまして、残った部分で町で何とか「すくすくたるいっ子」という形で継続した経緯がございまして、今のところ、そういった財源を特に充てる余裕がございませんので、今のところ単独での

補助については考えていないというところでございますので、よろしくお願いたします。

議長（広瀬文典君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理登壇〕

5番（藤墳 理君） 議長のお許しをいただきましたので、ただいまより通告に従いまして、一般質問の方をさせていただきます。

私の方から、大きく2点お尋ねをさせていただきますが、まず最初に、幼保一元化に伴う空き施設の利用計画についてというふうでお尋ねをいたします。

平成21年度9月議会において提出をされました垂井町幼保一元化等推進計画案によりますと、タイムスケジュールが当初計画とは2年ほどずれ込んでおります。スケジュールのずれ込みについて、これまで町側から国の動向を見定めながら実施の方向で進めていきたい。しかるべき時が来たら、進めていくというふうに言っておられました。その結果、今年度予算において、現在の北保育園に（仮称）東地区こども園の設置工事設計業務委託料と、現在の東幼稚園に新しいみの園設置工事設計業務委託料が予算化をなされたところであります。本来であれば、幼保一元化について我々議員に示された一元化計画案とは違うものとなっているにもかかわらず、変更後の計画案はいまだ示されてはおりません。変更した計画案の策定を進めているのか。進めているのであれば、計画の進捗状況はどうか、またいつごろ提示をされるのか、さらに議員説明後、東地区住民への説明は早急になされると思いますが、どのような日程で行うのか、これらを健康福祉課長にお尋ねします。同僚議員と重複するところもありますので、割愛していただいても結構ですが、あわせてお願いをいたします。

あわせて、平成25年度に綾戸保育園が閉園されると聞いていますが、下水道への切りかえ工事が本年度23年度予算に計上されております。閉園後の綾戸保育園の利用について、何かプランがあるのか、今後他の小学校区においても統合されて閉園となる保育園や幼稚園の施設利用について空き施設利用計画の策定を同時進行で行う必要があると考えるが、この計画の策定には、ぜひ住民の声をできるだけ反映していただきたい。さきの幼保一元化計画案を早急に示されると同時に、空き施設となるところについては利用計画の策定に伴う住民参画を進める手続を早急に進められたいと思います。空き施設利用計画を策定される意思があるのか、策定するのであれば、住民参加の手法のお考えがあるのか、町長にお伺いいたします。

次に、さきに述べました綾戸保育園の再利用について、障がい児をお持ちの保護者の方から御提案をいただいております。平成22年の3月議会における同僚議員の質問にもありましたが、障がい者のデイ施設は必ず要るとのお話でありました。障がい児をお持ちの御家族が養護学校を卒業後のお子様の生活に大きな不安を抱えておられます。重度の障がいとなれば、障がい者自立支援の道には大きな壁が立ちはだかってきます。これらを解決するためには、ぜひ垂井町内にデイ施設が欲しい、絶対になければならないというお話であります。こうした御家族の不安を払拭するためにも、私も町内にデイ施設が絶対に必要なものと確信をしております。今回、綾戸保育園を下水道に切りかえることは何らかの施設利用を念頭においてのことと思うが、あ

いてくる綾戸保育園を障がい者のデイ施設として再スタートさせることで、障がい者の保護者のニーズに合った利用が可能となります。同年3月議会の中で、町長がその体制やスタッフについて懸念を持っていると回答をされております。今年度4月より施行されましたまちづくり基本条例に基づく協議会として運営を保護者の団体に行っていただけたらいかがでしょうか。将来はNPO法人化する方向で運営に携わっていただければ、まちづくり基本条例にある協議会のモデルケースともなり得ます。障がい者福祉のあり方を地域住民とともに考え、本町の福祉の向上と協働のまちづくりの実践として、協働のまちづくりの将来像を描いていける絶好の機会であると考えます。このような保護者の提案について、どのように考えられるのか、中川町長に答弁を求めます。

2点目です。

垂井町の観光について、お伺いをいたします。

垂井町観光協会が新体制となり、はや2ヵ月がたちました。新会長を迎え、今後に向けて活動の拠点づくりが最重要課題かと存じますが、中山道美濃路の追分垂井宿が、岐阜県じまんの原石に認定をされ、この原石をブラッシュアップするために、垂井宿にぎわい推進協議会が観光協会を含む町内5団体によって設立され、連携を図りつつ5団体が力を合わせて、将来のにぎわい創出のために観光交流事業が展開されようとしております。今年度においては、この協議会は県の活性化資金を活用し、さまざまな事業を行う計画がある中で、地域を巻き込んだ組織づくりや人材育成、さらにスマートフォンによる観光案内や交流拠点となる常設の展示場など、将来につながる重要な事業となっています。来年度以降、これらの事業がどのように行っているのか懸念するもので、資金不足に伴い、各事業は立ち行き不明の恐れがあります。そこでこうした新たな観光交流事業の展開を見据え、垂井町として各事業にどのような支援を考えているのか。また垂井町はこれまで各保存会との相互協力を含め、これまでどおりの支援体制でよいのか。さらに将来的な観光産業育成をどのように考えていくのか。また一例として、垂井一里塚や美濃路松並木の維持・補修、そして保全、街道筋の取り壊されつつある商家の維持・保全をどうするのか。今後の観光に対する計画的な取り組みの中で、将来へ残すべき歴史的な財産としてとらえていくべきだと考えております。これらを含め、垂井町の観光に対する町長の基本的な考え方や支援策についてお尋ねをいたします。

これまで垂井一里塚と美濃路松並木の維持保全は、文化財保護を目的として行ってきた経緯があります。一里塚を補修し、保全していく考えを聞いておりますけれども、地域の方々を巻き込んだ一里塚横の茶屋はまさに観光につながる大きな試みとしてとらえ、観光の視点からスポットライトを当てた地域支援事業としてとらえていく必要がありますが、この点についてどう考えているのか、産業課長にお尋ねいたします。

また、美濃路松並木の松は年々衰えていきます。現在の方法だけではなく、松並木全体としていかに保存できるか、抜本的な方法を考える時期に来ているというふうに考えておりますが、松並木の保護・保全について、教育長のお考えをお尋ねいたします。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） 5番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回、3名の議員の方が幼保一元化につきまして御質問をされておりますので、お答えが重複する部分があるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

第1、幼保一元化と空き施設利用計画の1点目でございますが、垂井町幼保一元化等推進計画案の変更案の提出時期についてであります。本町の幼保一元化は垂井町幼保一元化等推進計画案に基づき、現在の幼稚園と保育園を再編・再構築するものでございまして、当初は平成23年度に岩手地区においてモデル園を開設し、その後、各小学校区において順次施設整備をしていこうという計画案を持っておりました。しかしながら、その後、議員御指摘のとおり、現在の国の状況等によりスケジュールの変更を余儀なくされ、議会におきましても計画変更についての御説明をさせていただいているところでございます。それと同時に、このような状況下にありましても本町の幼保一元化をできる範囲で進めていく必要があることから、平成22年度には幼保部会を立ち上げ、検討してまいりました。さらに今年度は、御案内のとおり、東地区の施設整備について設計業務を進めていくこととしております。この東地区の整備は、垂井町幼保一元化等推進計画案の中では、平成24年度の開設を目標としていたものでございます。今後の各地区の整備計画につきましては、先ほども御説明させていただきましたとおり、検討委員会とプロジェクトチームを立ち上げ、幼保一元化の再検討に着手しているところでございまして、本年12月ごろまでには全体計画案を取りまとめたいと考えております。今後、検討委員会、プロジェクトチームの中で、本町の幼保一元化の方向性をしっかりと議論し、全体計画をお示ししていきたいと考えております。

2点目の幼保一元化に伴う空き施設の利用計画案の策定についてであります。幼保再編により生ずる空き施設の利用計画につきましては、垂井町幼保一元化等推進計画案の中での空き施設の活用の一例を提示しておりますが、本町の行政事情が有することから、具体的には今後の検討課題としてまいりました。空き施設の利用は、子育て支援だけではなく、いろいろな施策にかかわるものとしての利用が可能であり、議員御指摘のように、障がい者施設としての利用も含め、あらゆる選択肢が考えられると思います。このことから、空き施設の利用方法は、本町全体の施策にかかわる重要な課題だと認識しており、空き施設となるものは今後の幼保一元化の全体計画の見直し段階で見えてくるものであると考えております。幼保の再編・再構築の仕方によって、空き施設の状態も変わってくる可能性があることから、同時・並行的に利用計画を作成するのは難しいと考えております。しかしながら、空き施設を最大限有効に利用する方法を早い段階で議論する必要があるため、5月に立ち上げました検討委員会の中で、幼保一元化の全体計画とあわせて検討していくこととしております。検討内容につきましては、その都度議会にもお示ししていきますので御意見をいただけたらと考えております。あわせて住民の皆様にはしっかりと議論を踏まえた上で、幼保一元化の地元説明会等において説明

をしてまいります。

3点目の綾戸保育園のデイ施設としての利用についてであります。障がいがあっても住みなれた地域や家庭で安心して暮らし続けるためのまちにしていくため、地域住民の理解と行動によって、住民の手で支え合う地域を構築していくことは大変重要なことと考えております。障がいがあるお子様をお持ちの保護者の方で組織・運営されております団体の活動につきましては存じておるところでございます。綾戸保育園において、障がい者の方のデイ施設をこの団体の方に行っていただければどうかという御提案でございますが、運営場所については、今後検討させていただく中で、町としましても、この団体の協力を得ながら福祉の充実に努めてまいりたいと考えております。また、NPO法人化ということですが、その団体の方との協議を行いながら進めていくことが必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 5番議員の将来的な観光産業の育成をどのように考えているかという御質問についてお答えをさせていただきます。

一例として挙げられた一里塚や松並木、街道筋の町屋などは、まさに地域に根づいた観光資源であります。このように観光資源は、建造物や風景、伝統芸能など地域に密着したものが多く、これらを保全し、また新たな観光資源としてはぐくむことは、地域の理解と協力を得て取り組むのが効果的と考えております。また、行政が主体になるよりは、地域が主体となった方が望ましい場合もあります。その効果が期待できるものには側面から支援をしていくと同時に、その取り組みから財源を確保することが可能なものは工夫をお願いいたします。また垂井宿にぎわい推進協議会においても、さまざまな財源を確保するための事業を検討されているところでございます。行政といたしましては、文化財保護なども含めて、観光資源の整備や修景に努めてまいります。地域住民の手によりその機運が盛り上がらないと、つくるだけで終わってしまいます。住民が観光資源を理解するとともに、意識の向上を図るもの、図るための施策も必要と考えております。また観光PRにつきましては、広域的に取り組むことも必要かと考えております。したがって、近隣町村や観光協会などと連携をし、さらに積極的にPR活動を展開していきたいと考えております。

また、地域の方々を巻き込んだ一里塚横の茶屋は、観光につながる大きな試みととらえて、観光の視点からスポットライトを当て、地域支援事業としてとらえていく必要があるのではないかと、この点についての質問でございますが、今まさに地域の中で組織がつくられまして、さまざまな活動がされている中、チラシだとか観光看板の作成、一里塚横の茶屋でのお茶の接待など活動をしていただいております。このように、行政主導よりも地域の方々が主体となった方が望ましい場合もありますので、今後その効果が期待できるものにつきましては、側面から支援をしていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 生涯学習課長 多賀清隆君。

〔生涯学習課長 多賀清隆君登壇〕

生涯学習課長（多賀清隆君） 5番議員の垂井町の観光についての3番目の美濃路松並木の保護・保全についての質問にお答えをいたします。

垂井町には、中山道や美濃路といった古い街道が通り、国指定の史跡である垂井一里塚や町指定の天然記念物である美濃路の松並木が町の宝物として、我々の先人から伝えられています。垂井には、中山道が東西に走り、垂井の追分にて熱田へ向かう美濃路が走ります。この美濃路における現在松並木として保存しているのは垂井しかなく、大垣市の静里小学校の校庭に1本の松があるのみと言われていています。垂井では、追分から少し東に向かった綾戸踏切までの間において、美濃路の松並木が点在しています。現在、この松並木の松は、江戸の末期から明治にかけて植えられたものと言われていています。このころに植えられた松は、推定であります約150年にわたっているものと思われまます。また、近年植栽をしています。平成20年以前に植栽したものは16本、また近年においての植栽につきましては、平成20年から23年にかけて、町文化財保護協会や地元保存会の協力により14本を植栽していただきました。当初からの大きな木は現在30本現存しており、また植栽した松は30本であり、現在美濃路の松並木として60本があります。これらの美濃路松並木の保護・保全につきましては、樹木医の指導を受けながら松の保護・保全事業を行っているところであります。具体的には、松くい虫等の害虫の駆除や松の根の活性剤の散布などであります。また松並木は、地元保存会の方に環境整備活動を行っていただいております。青年クラブや地元の小学生の協力によるこも巻きが地域の行事として定着をしています。地域の皆様と力を合わせて、町の宝を守り、伝えていきたいと考えています。今後の取り組みにつきましては、美濃路の松並木につきましては、美濃路の区間において唯一垂井のみに現存する松並木であります。このようなことから、美濃路の松並木の保護・保全を含め、環境改善については、観光も含め、今後美濃路の松並木に関係する関係者と検討してまいりたいと思っております。御理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理登壇〕

5番（藤墳理君） お答えをいただきましたけれども、なかなか満足するお答えではなかったので、再質問をさせていただきます。

まず第1点、施設の再利用について、住民参画をどうするかということをお尋ねしておりますが、その点については触れられていなかったというふうに私自身は思っておりますので、しっかりと住民参画を行っていく意思があるのかどうかというのは非常に重要かと。ましてや地域の形で利用していただくような計画をつくられるのであれば、間違いなく住民参画なくしてはそうしたものは得られないのではないかなあというふうに思っておりますので、その点について、しっかりとしたお答えをいただきたいというふうに思っております。

また一元化計画、各施設建て直し、また大規模改修等行っていくと相当な予算が必要となっ

てくることは明白であります。これも踏まえ、私ども平成20年度に委員会視察を行っております。そのときに、統合という、また民営化という道もあるということそのときに検証してまいりました。いま一度、そうした考え方があるのか町長にお尋ねをいたします。

そして観光についてですけれども、本当に観光は今、大変僕はこの垂井町においては重要な時期に来ているのではないかなあというふうに思っております。観光協会が新体制となったことを踏まえ、大きな転換期というふうにとらえておりますので、そうしたことを考えながら、今後のまちづくりを展開していかなければならないというふうに思っております。先ほどから、民間の活力を生かすと、民間におんぶにだっこというような発言ともとれるような感じに私には思えてならないというふうに思っておりますけれども、そうした民間の活力を生かすために行政はどう動くか、その方が重要かと思えます。そのためには、進む方向性をきちっとしていただかなければ、民間も動いていくことができないというふうに思っておりますので、そうした進む方向性をどう考えているのかということをお尋ねしたいと思えます。

また、今後具体的な戦略に入っていった場合には、歴史まちづくり法など国の支援策も当然視野に入れながら、今後そういったものも活用しながら進めていくべきではないかというふうに思っておりますので、あわせてその点についても町長にお伺いをいたします。

また、松並木の保全については、もうこれはやっぱり地域と協力しながらというのは当然のことですので、しっかりと住民の声を聞いた中で、あの松並木をどうしていくんだ、そしてまた協働で行っていく、でも保存しきれない部分については、やはり大きな、例えば今あるものをめくってしまうとか、というようなことで、やはり長く今の現状を保つ方法を抜本的に考えていただきたいというふうに思っておりますので、その点についてはお答えは結構でありますので、そうしたことも考えていただきたいというふうに思っております。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 5番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

3点ほどあったかと思えますが、まず、空き施設の再利用に関する住民参画ということでございますが、そもそもこの幼保に関しましても、その前段でアンケート等を広くとりまして、それに基づくニーズ等がかなり高いということも、今回踏み切っている大きな現状であります。やはりそういったものを踏まえた上で、町として方向を示して、それに対して意見をいただくと、そういうキャッチボールをやっていきたいと思っております。当然に、やはりそれには行政の責任として、こういったものの考えがある、こうしていきたいということを示していく必要がありますので、それを今まで申しております12月までのある部分の方向性の中で示していけるものと思えますし、先ほど担当課長が申しましたように、今の段階で空き施設がすべて確定的という状況にはないので、同時ではなくて、やはり大まかな計画が出た後の空き施設に対して、じゃあこれをどうしていくかということも必要となってくる。もちろん先に行ける分についてはしっかりと、それはやっていきたいと思えますし、それはその都度議会にお諮りをし

ながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

観光につきましては、まさに思いというのは先ほど担当課長が申したとおりでありまして、やはり私は、そこに住む人がいかに積極的にかかわっていくかということが大事であると。行政がいかにその物をつくっても、そこにかかわる人が全く無関心、あるいは知らないでは、それはもう何もならないということでございます。それを動かしていくのはやはり住民であるという思い、そしてそれを支えていくのが行政であると、そういったスタンスで観光に取り組んでいきたいというふうに思っております。また、その中で民間活力を生かしていくということにありますけれども、当然に先ほども言いましたように、ある部分自分たちで財源をひねり出すというか、その観光することによってやれる部分も出てくると思います。まさに、すべて補助金頼みではなくて、先ほど一里塚のお茶屋の話にもありましたが、中心となって活躍してみえる方とちょっとお話をしたことがあります。我々は何も補助金をもらいたくてやっているのではないと。自分たちの思いで、このお茶屋を生かした形で、来ていただいた方にくつろいでいただける場を提供したいと。まさに観光の基本的な大原則を言ってみえたと思います。そういった部分を、行政として何が側面支援できるのかということをしかりとやっていくことが大事ではないかと。また一方で、観光として町筋をどうするのかというようなことは、やはり大きな計画のもとにしていかなければいけません。そこら辺はしっかりと皆さんの意見を踏まえながら計画をつくっていくことが必要になってくると思います。そこら辺は、今後のまちづくりに大きな影響が出てきますので、中山道のブラッシュアップ等やった中での計画等も、これからどんどん進んでいくと思います。そういったものには、やはり積極的にかかわっていく中で議論をしていきたいと思っております。

また、松並木につきましては、太田三郎先生等の御意見もあるわけでございますけれども、やはり、昔の状況と比べると根本的に違うのは、水が通らなくなっている状況にあるということでございます。ここら辺、昔は、ちょっとしたこんもりとした山の上に木が立っておった状態であるけれども、周りから空気が吸えない状況になっているので、ここら辺を何とかしなければいけないと。環境とかいろんな部分、老朽ということもあるんでしょうけれども、そこら辺もしっかり見直した中で、できれば歩道等も透水性のものに今後考えていく時期に来ているのかなと、そういったことも検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（広瀬文典君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後 2 時 23 分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 文 典

会議録署名議員 藤 境 理

会議録署名議員 富 田 栄 次

